

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月25日提出
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社※ 2 0 2 5 年 9 月 1 日 に ア モー ヴ ァ ・ ア セットマネジメント株式会社へ変更
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【電話番号】	050-5785-6187
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）（以下「ファンド」といいます。）

・愛称として「DC グローバル・ラップ・バランス（安定型）」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）

・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。

（７）【申込期間】

2025年6月26日から2025年12月25日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

※2025年9月1日よりwww.amova-am.comに変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（９）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。

・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
主に、世界各国の株式、債券に国際分散投資を行なうことで、中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり
公債	(隔月)	欧州		()
社債				
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産 複合 資産配分 固定型(株式、債 券)))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ◇その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券）））
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。
「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
 - ◇年1回
目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
 - ◇グローバル（含む日本）
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
 - ◇ファミリーファンド
目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
 - ◇為替ヘッジなし
目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。
- ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

1.

マザーファンドを通じて国際分散投資を行ないます。

各マザーファンドへの投資比率は、以下の資産配分を基本とし、中期的な市況見通しに応じて機動的に変更します。なお、市況動向などによっては内外の有価証券などへの直接投資を行なうことがあります。

マザーファンド	基本資産配分
「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 ・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ない、ラッセル野村大型インデックス（配当込み）を上回る投資成果の獲得をめざします。	8%
「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：スパークス・アセット・マネジメント株式会社 ・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ない、ラッセル野村小型インデックス（配当込み）を上回る投資成果の獲得をめざします。	6%
「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 ・わが国の公社債を中心に投資を行ない、NOMURA-BPI総合を上回る投資成果の獲得をめざします。	60%
「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシー ・米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ない、MSCI北米インデックス（税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざします。	10%
「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：MFSインターナショナル（U.K.）リミテッド ・欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ない、MSCI欧州インデックス（税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざします。	6%
「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド ・日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式を中心に厳選投資を行ない、MSCI太平洋フリー・インデックス（除く日本、税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざします。	2%
「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー ・世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざします。	8%

※上記のインデックスについては、後述の「各マザーファンドとベンチマーク・インデックスについて」をご参照ください。

※上記の基本資産配分は、長期的な市況見通しに応じて変更される場合があります。

※市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2. 運用成果を向上させるために、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社（SGIC）が運用状況をモニタリングします。

SGICのファンド・アナリストが、各マザーファンドの運用状況を日々モニタリングし、必要な場合には運用アドバイザー（投資顧問会社）交代の助言を行ないます。

最終的な運用アドバイザーの決定は、SGICに加えて日興アセットマネジメント アメリカズ・インク*からの情報提供や助言をもとに、日興アセットマネジメントが行ないます。

※運用アドバイザー交代の際などには、暫定的に日興アセットマネジメントが各マザーファンドの運用指図の権限を行使することとなる場合があります。

* 2025年9月1日、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクは「アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインク」に社名変更します。

3. 資産配分は、SGICの助言をもとに日興アセットマネジメントが行ないます。

SGICは、グローバルなマクロ経済環境・市況などの分析をもとに効率的なポートフォリオを構築し、それに基づき助言を行ないます。

中期的な市況見通しの変化に応じて、ポートフォリオの資産配分比率を継続的に見直し、調整します。

SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社（SGIC）とは

◆SGICは、運用会社および販売会社間の中立的な視点に基づいて、資産運用サービスを提供するコンサルティング・カンパニーです。運用会社の評価・選定、資産配分の策定、運用手法の研究・開発、コンサルティングの4つの主要事業を通じて、革新的かつ高品質のソリューション提供をめざします。

日興アセットマネジメント アメリカズ・インクとは

◆日興アセットマネジメント アメリカズ・インクは、日興アセットマネジメント・グループ®の傘下にあるグローバル運用の米国拠点です。

※「日興アセットマネジメント・グループ」とは日興アセットマネジメント株式会社とそのグループ会社の総称です。
なお、2025年9月1日、社名変更に伴い、日興アセットマネジメント・グループは「アモーヴァ・アセットマネジメント・グループ」に変更となります。

《ファンドの仕組み》

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の総額の70%未満とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

【各マザーファンドとベンチマーク・インデックスについて】

- 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド……………ラッセル野村大型インデックス(配当込み)
- 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド……………ラッセル野村小型インデックス(配当込み)
- 日本債券グローバル・ラップマザーファンド……………NOMURA-BPI総合
- 北米株式グローバル・ラップマザーファンド……………MSCI北米インデックス
(税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース*)
- 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド………MSCI欧州インデックス
(税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース*)
- アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド……………MSCI太平洋フリー・インデックス
(除く日本、税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース*)
- 海外債券グローバル・ラップマザーファンド……………FTSE世界国債インデックス
(除く日本、ヘッジなし・円ベース*)

*ヘッジなし・円ベースとは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

※ラッセル野村大型インデックスおよびラッセル野村小型インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRG」）および Frank Russell Company に帰属します。なお、NFRG および Frank Russell Company は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRG」）が公表している指数で、その知的財産権はNFRGに帰属します。なお、NFRGは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※MSCI 指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

④ 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年10月17日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2004年12月28日

- ・「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更

2005年12月9日

- ・「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更など、ならびに「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」における運用指図権限の範囲の変更

2008年11月18日

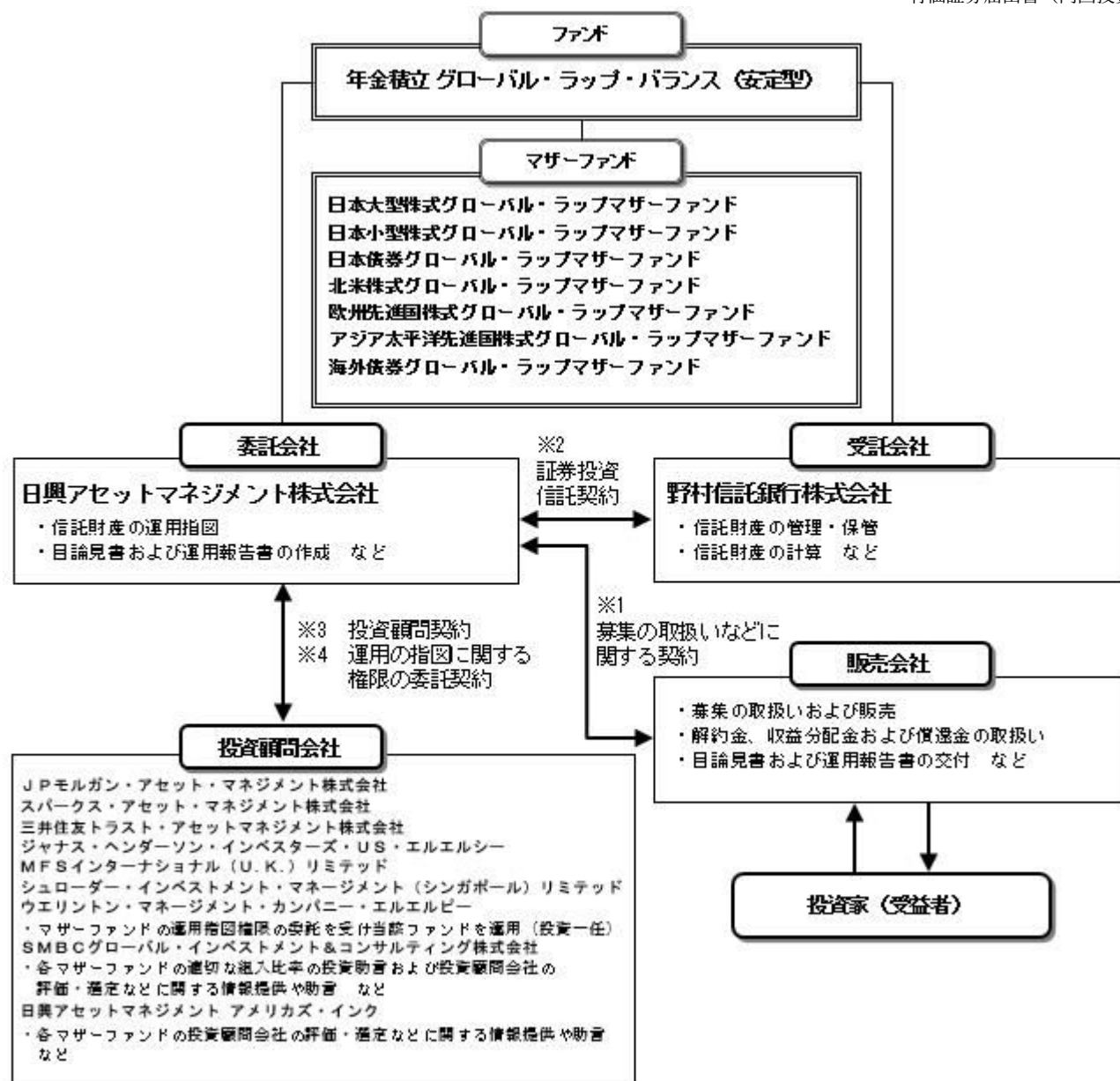
- ・「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更など

2010年5月18日

- ・「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- ※3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言（有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など）を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。
- ※4 投資顧問会社による運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2025年3月末現在）

- 1) 資本金
17,363百万円
- 2) 沿革
1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立
1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
2025年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更予定

2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。

社名変更後URL：www.amova-am.com

amova
アモーヴァ・アセットマネジメント

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、以下に掲げる各マザーファンドの受益証券に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。
 - ・各マザーファンドの受益証券への投資比率は、下記の資産配分を基本とし、中期的な市況見通しに応じて機動的に変更します。なお、市況動向などによっては内外の有価証券などへの直接投資を行なうことがあります。
- | | |
|-----------------------------|-----|
| 証券投資信託 | |
| 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド | 8% |
| 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド | 6% |
| 日本債券グローバル・ラップマザーファンド | 60% |
| 北米株式グローバル・ラップマザーファンド | 10% |
| 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド | 6% |
| アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド | 2% |
| 海外債券グローバル・ラップマザーファンド | 8% |
- ・上記の基本資産配分は、長期的な市況見通しに応じて変更される場合があります。
 - ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）>

以下に掲げる各証券投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 証券投資信託 | 「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」 |
| 証券投資信託 | 「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」 |
| 証券投資信託 | 「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」 |
| 証券投資信託 | 「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」 |
| 証券投資信託 | 「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 |
| 証券投資信託 | 「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 |
| 証券投資信託 | 「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」 |

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りします。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

② 主として次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド
- 2) 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド
- 3) 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップマザーファンド
- 4) 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップマザーファンド
- 5) 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
- 6) 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
- 7) 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップマザーファンド
- 8) 株券または新株引受権証券
- 9) 国債証券
- 10) 地方債証券
- 11) 特別の法律により法人の発行する債券
- 12) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 13) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 14) コマーシャル・ペーパー
- 15) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 16) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、8)～15)の証券または証書の性質を有するもの
- 17) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
- 18) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で19)に定めるものの以外のもの
- 19) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 20) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 21) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
- 22) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 23) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 24) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証

- 券に限ります。)
- 25) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 26) 外国の者に対する権利で25)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 金利先渡し取引
 - 5) 為替先渡し取引
 - 6) 有価証券の貸付
 - 7) 公社債の空売
 - 8) 公社債の借入
 - 9) 外国為替予約取引
 - 10) 資金の借入
- <日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド>
わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
- <日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド>
わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
- <日本債券グローバル・ラップマザーファンド>
わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
- <北米株式グローバル・ラップマザーファンド>
米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。
- <欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>
欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。
- <アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>
アジア・環太平洋主要先進国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドなどを含みます。）を主要投資対象とします。
- <海外債券グローバル・ラップマザーファンド>
海外の公社債を主要投資対象とします。
- ① 「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」、「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」、「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」および「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限りします。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ② 「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」および「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りします。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ③ 「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」および「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
- 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) コマーシャル・ペーパー
 - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
 - 10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
 - 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、

有価証券に係るものに限りします。)

13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)

16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの

④ 「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。)

6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7) コマーシャル・ペーパー

8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

9) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)～8)の証券の性質を有するもの

10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券

11) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。)

12) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

13) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)

14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

⑤ 「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」および「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。)

6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7) コマーシャル・ペーパー

8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの

10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるもの以外のもの

12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。)

15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)

18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの

⑥ 「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。)

6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7) コマーシャル・ペーパー

8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの
- ⑦ 各マザーファンドは、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの（「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」を除きます。）
- ⑧ 各マザーファンドは、次の取引ができます。
- 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 金利先渡取引
 - 5) 為替先渡取引（「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」は行ないません。）
 - 6) 有価証券の貸付
 - 7) 公社債の空売
 - 8) 公社債の借入
 - 9) 外国為替予約取引（「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」は行ないません。）

◆投資対象とするマザーファンドの概要

＜日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、わが国の大型株式の動き（ラッセル野村大型インデックス*（配当込み））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。 ・ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。 ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社 ※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

*ラッセル野村大型インデックスは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（旧野村證券株式会社、以下「NFRC」）およびFrank Russell Companyが共同開発したラッセル野村日本株インデックスにおける大型株中心のサイズ別指数です。わが国の株式市場の動きを示すラッセル野村総合インデックスの時価総額上位85%の銘柄群で構成されています。
同指数の知的財産権およびその他一切の権利はNFRCおよびFrank Russell Companyに帰属します。なお、NFRCおよびFrank Russell Companyは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

<日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、わが国の小型株式の動き（ラッセル野村小型インデックス*（配当込み））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	- わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。 - ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。 - 株式の組入比率は原則として高位を維持します。 - 株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 - ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 - 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 - デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 - 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社 ※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

*ラッセル野村小型インデックスは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（旧野村證券株式会社、以下「NFRC」）およびFrank Russell Companyが共同開発したラッセル野村日本

株インデックスにおける小型株中心のサイズ別指数です。わが国の株式市場の動きを示すラッセル野村総合インデックスの時価総額下位15%の銘柄群で構成されています。同指数の知的財産権およびその他一切の権利はNFRCおよびFrank Russell Companyに帰属します。なお、NFRCおよびFrank Russell Companyは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

<日本債券グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、わが国の公社債市場全体の動き（NOMURA-BPI総合*）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
投資方針	- わが国の公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。 - 国債、政府保証債、金融債などで核となるポートフォリオを構築し、社債への投資にあたっては、企業の信用度調査を充分に行ない、流動性、銘柄分散も考慮したうえで、ポートフォリオ全体のリスクの低減につとめます。 - 公社債の組入比率は原則として高位を維持します。 - ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。
主な投資制限	- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 - 外貨建資産への投資は行ないません。 - デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 - 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社 ※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

^{*}NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している、わが国の債券市場の動きを示す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債、MBS、ABSなど、国内で発行された円建公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存期間1年以上、残存額面10億円以上で、事業債、円建外債、MBS、ABSについては、A格相当以上の格付を取得しているものに限られます。同指数の知的財産権はNFRCに帰属します。なお、NFRCは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

<北米株式グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針		
基本方針	中長期的な観点から、米国およびカナダの株式市場全体の動き（MSCI北米インデックス [*] （税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。	
主な投資対象	米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。	

投資方針	・米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ないます。 ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。 ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。 ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社 ※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・U S・エルエルシー（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

＊MSCI北米インデックスは、MSCI Inc.が発表している、アメリカとカナダの株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、両国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

同指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

<欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>**運用の基本方針**

基本方針	中長期的な観点から、欧州先進国の株式市場全体の動き（MSCI欧州インデックス*（税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

投資方針	・欧州主要先進国（MSCI欧州インデックス採用国）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ないます。 ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。 ・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。 ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。 ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社 ※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	MF S インターナショナル（U.K.）リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

※MSCI欧州インデックスは、MSCI Inc.が発表している、イギリス、フランス、ドイツなど、欧州主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。
同指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

<アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き（MSCI太平洋フリー・インデックス（除く日本、税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース）*）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	アジア・環太平洋主要先進国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドなどを含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資方針	・日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国（MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く）採用国・地域）の株式を中心に厳選投資を行ないます。 ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。 ・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。 ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。 ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社 ※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

※MSCI太平洋フリー・インデックス（除く日本）は、MSCI Inc.が発表している、オーストラリア、香港など、日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

同指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

<DR（預託証券）>

ある国で発行されている株式をその国以外の海外市場で流通させる目的で、原株式を銀行などに預託し海外で発行する代替証券をいいます。海外投資家も国内投資家とほぼ同様の権利を享受でき、取引形態についても株式と変わりません。

<カントリーファンド>

特定の国、地域の有価証券に投資することを目的としたクローズド・エンド型の会社型投資信託をいいます。会社型投資信託とは、証券投資を目的とする会社を設立し、投資家はその発行株式に投資する形態をいいます。

<海外債券グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針

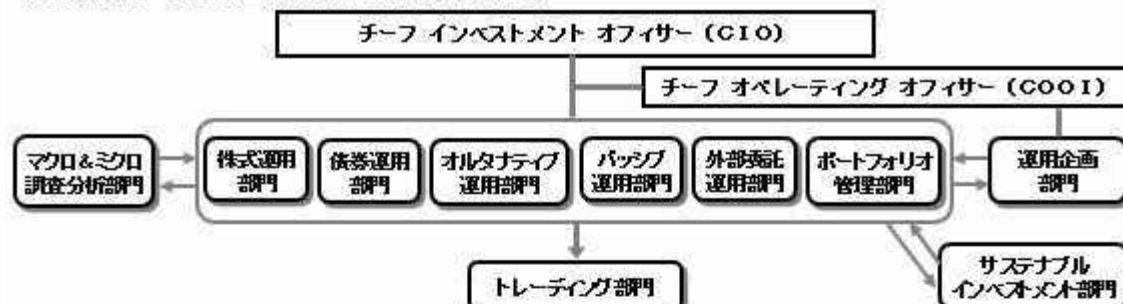
基本方針	中長期的な観点から、世界の主要国の債券市場の動き（FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース） [*] ）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。 ・ポートフォリオの構築にあたっては、信用度の調査、各国の金利動向の見通しに基づき、安定したリターンの提供とリスクコントロールにつとめます。 ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社 ※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

^{*}FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権などの知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

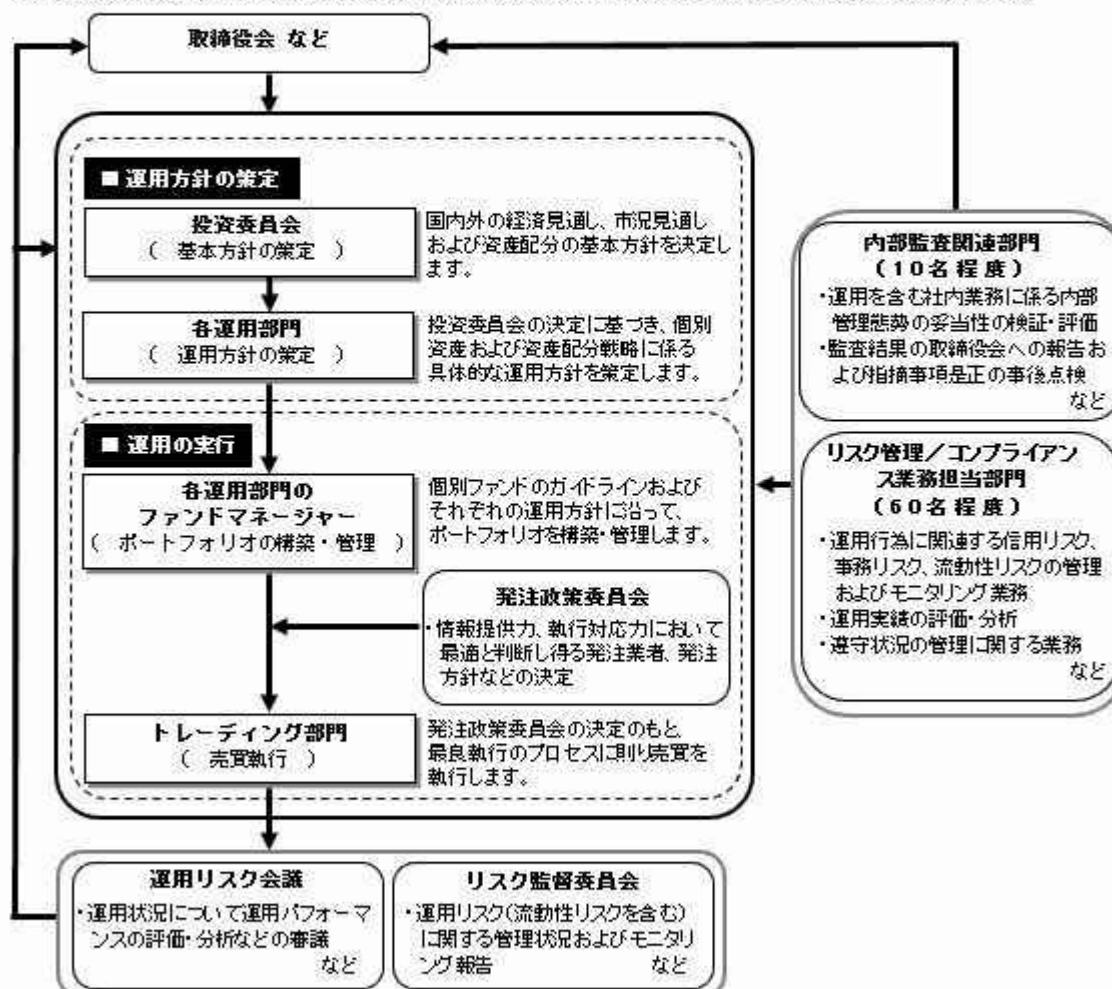
（３）【運用体制】

＜委託会社における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部監理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

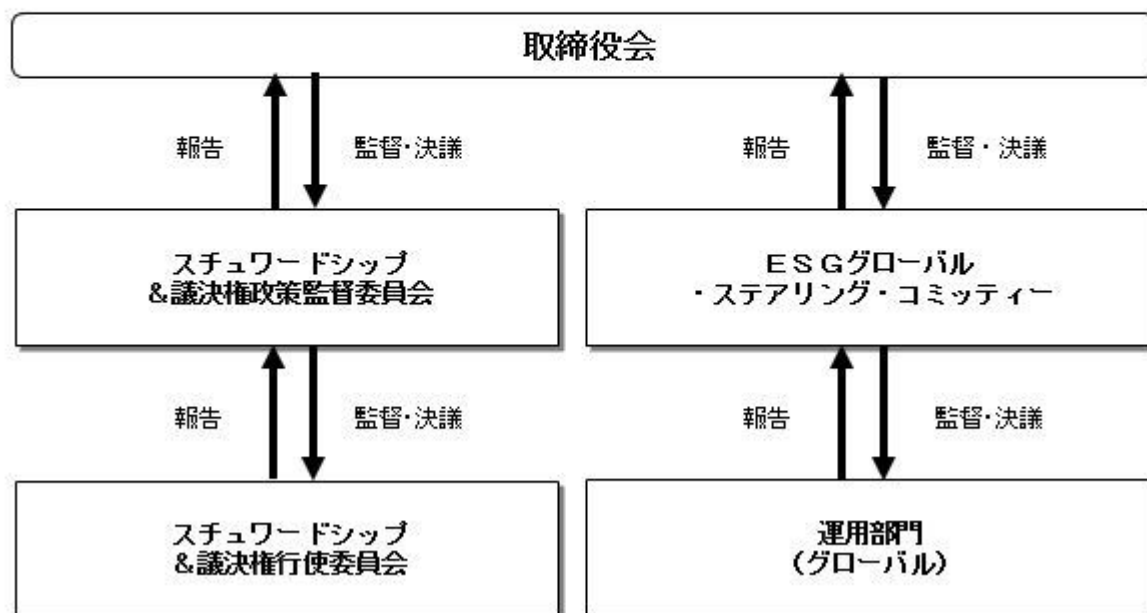
「受託会社」に対しては、日々の純資産割合、月次の勘定残高割合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◆各マザーファンドの運用アドバイザー（投資顧問会社）は以下の通りです。なお、運用アドバイザーについては、将来、変更する場合があります。

※以下の内容は、各社提供の情報に基づいて作成しています。

①「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に委託します。

JPモルガン・アセット・マネジメントは、世界有数の金融サービス会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の日本拠点のひとつであり、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの資産運用部門である「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループに属しています。同グループの運用総資産は約479兆円にのぼります（2024年9月末現在）。

同社のJPモルガン日本株運用の運用哲学は、アナリストが市場では手薄になりがちな長期的な業績予想を行なうことによって当該企業株価の均衡価値を解明し、その均衡価値と市場価格のカイ離を捉えるというものです。また、期待リターンモデルを活用することにより客観的に銘柄の割安度を判定し、市場タイミングや業種配分の偏りといった銘柄選択以外のリスクは原則として排除するなど、徹底したリスクコントロールのもと、安定的な超過収益の積上げをめざします。

②「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社に委託します。

スパークス・アセット・マネジメントは、1989年に発足した日本で数少ない独立系の投資顧問会社です。同社は創業以来「マクロはミクロの集積」という投資哲学の下、「徹底した企業調査をベースにした投資」を一貫して行なっています。特に、経済構造が変革する中で成長する新興企業群や、既存の産業の中で自ら体質改善を図りながら成長を捉えようとする企業群に注目しています。2024年12月末現在の同社を含むグループ全体の運用資産額は1兆9,358億円です。

徹底した企業訪問・財務分析から得た調査結果を同社独自の社内データベースに蓄積し活用しています。この中から合議の上で有望銘柄がリストアップされ、ポートフォリオの構築が行なわれます。また、運用はチームによる組織立った運用体制が敷かれています。

③「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に委託します。

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、三井住友トラスト・グループの中核を成す資産運用会社であり、資産運用で高い専門性を有しています。長期的な市場動向が中短期的な「市場テーマ（＝市場が注目する材料）」の積み重ねにより構成されていると考えており、マーケット動向、マクロ動向、クレジット動向の丹念な調査・分析により、独自に市場テーマを追求し、投資行動に効果的に反映することで超過収益の獲得をめざします。三井住友トラスト・アセットマネジメントにおける運用資産総額は約95.3兆円（2024年12月末現在）にのぼります。

④「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーに委託します。

ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーは、ジャナス・ヘンダーソン・グループの一員です。同グループは、ニューヨーク証券取引所に上場しているグローバル・アクティブ運用会社です。世界25都市のオフィスに約2,000名の従業員が在籍しており、グループの総運用資産残高は約60兆円に上ります（2024年12月末現在）。

ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーは、創設以来、一貫して資産運用に専念し、揺るぎない投資哲学と豊富な専門知識、グローバルに広がるネットワークを基盤に、様々な資産運用

戦略の提供に取り組み、確かな実績を築いています。

ジャナスの株式運用は、綿密なファンダメンタルズ分析に基づく銘柄選択に重点を置いています。企業利益の中長期的成長性や競争優位性の高い銘柄を見極め、より多くの情報とアナリストが推奨する最良の投資アイデアの中から、ボトムアップアプローチによる銘柄選択によって超過収益の獲得を目指します。

- ⑤「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、MF S インターナショナル（U.K.）リミテッドに委託します。

MF S インターナショナル（U.K.）リミテッドは、米国に本拠を置くマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（MF S）グループの英国法人です。MF Sは1924年米国初のミューチュアル・ファンドの設定と共に創業した米国最古の資産運用会社で、発祥の地であるボストンの他、ロンドン、シンガポール、東京、シドニー、トロント、香港、サンパウロにリサーチ拠点を置くグローバルな運用会社として、世界中の投資家から約95兆円の運用資産を受託しています（2024年12月末現在）。

同社は、「企業の利益・キャッシュフローの持続的な成長こそが中長期的な株価上昇に繋がる」との信念のもと、独自のリサーチ活動を通じて、産業や個別企業について徹底したファンダメンタルズ分析を行っています。業界平均以上の、かつ継続的に高い収益成長が期待できるクオリティの高い企業を発掘し、相対的に割安な株価水準でポートフォリオに組み入れるよう努めています。

- ⑥「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッドに委託します。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッドは、シュローダー・グループの中でロンドン、ニューヨークと並んで国際運用拠点の一つと位置付けられています。シュローダー・グループは、1804年に英国に創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置きグローバルにオフィスを展開しています。なお、運用資産総額は約149兆円にのぼります（2024年9月末現在）。

同社は、投資対象市場や投資対象企業について実施する徹底した調査、分析によって、本来の投資価値に比べて株価水準が割安な銘柄を見極め、またマクロ分析に基づく国別配分を組み合わせ、リスクのコントロールに配慮しながら、ポートフォリオを構築します。

- ⑦「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（ウエリントン）は、マサチューセッツ州ボストンに本拠を構えるアメリカの独立系投資運用会社です。その起源は1928年に遡るアメリカでも歴史のある運用会社の一つです。自社ブランドでの投信販売は行わずに、純粹に資産運用業務のみに専念しています。ウエリントン・マネージメント・グループ全体での運用資産額は約194兆円におよび、アメリカでも大手の一角を担っています（2024年12月末現在）。

ウエリントンでは、「専門性を持ったリサーチ」、「分散されたアルファ源泉における多様な戦略」、「統合されたリスク管理」を通じて、超過収益の獲得を目指しています。マクロ、定量、スプレッドの各チームが、独立した投資アイデアを創出するとともに、個別取引・戦略レベルとポートフォリオ・レベルでアクティブにリスクを管理しています。

- ◆各マザーファンドの適切な組入比率および運用アドバイザーの評価・選定などについて、SMB C グローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社（SGIC）より情報提供や助言を受けます。SGICでは、多角的な視点から資産配分を策定します。月例で投資政策に関する委員会を開催し、投資環境と中長期的な市況見通しを確認しています。

- ◆各マザーファンドの運用アドバイザーの評価・選定などについて、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクより情報提供や助言を受けます。日興アセットマネジメント アメリカズ・インクは、運用会社に関する情報収集と評価分析をグローバルベースで実施可能な調査体制を有しており、運用会社調査に関しての豊かな経験と実績があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
 - 2) 分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
 - 3) 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。
- ② 収益分配金の支払い
原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

<年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の70%未満とします。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 16) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

<日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド>

<日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以上同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる

- ものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 14) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 15) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうものとします。
- ＜日本債券グローバル・ラップマザーファンド＞
- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 13) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜北米株式グローバル・ラップマザーファンド＞

＜欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド＞

＜アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド＞

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 16) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜海外債券グローバル・ラップマザーファンド＞

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
 - 6) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
 - 7) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
 - 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - 14) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - 15) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうものとします。
- ② 法令による投資制限
- 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式および債券を実質的な投資対象としますので、株式および債券の価格の下落や、株式および債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

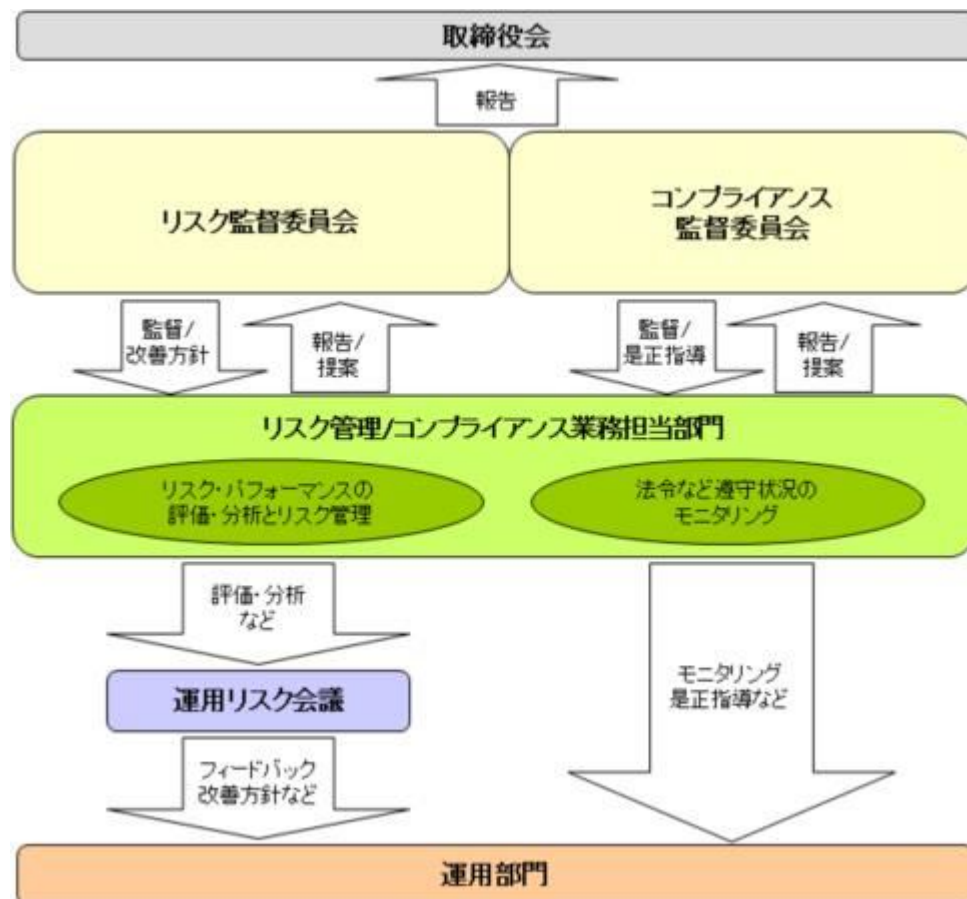
- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
 - ・一般に中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高いと考えられます。
- ③ 信用リスク
- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
 - ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
 - ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
 - ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ④ 為替変動リスク
- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項
ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることがあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

<委託会社におけるリスク管理体制>



■全社的なリスク管理

当社は運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

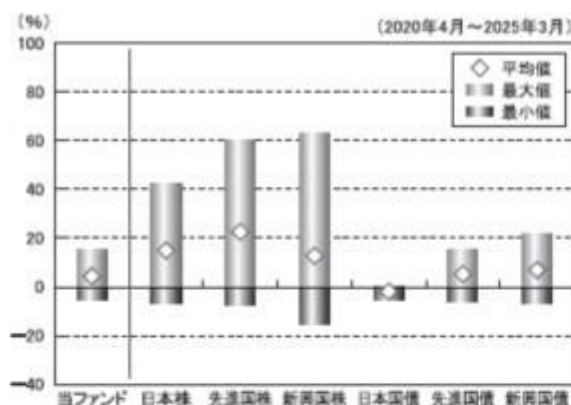
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	4.3%	14.9%	22.5%	12.7%	-2.0%	5.3%	6.9%
最大値	15.2%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-5.3%	-7.1%	-7.4%	-15.2%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX（東証株価指数）配当込み

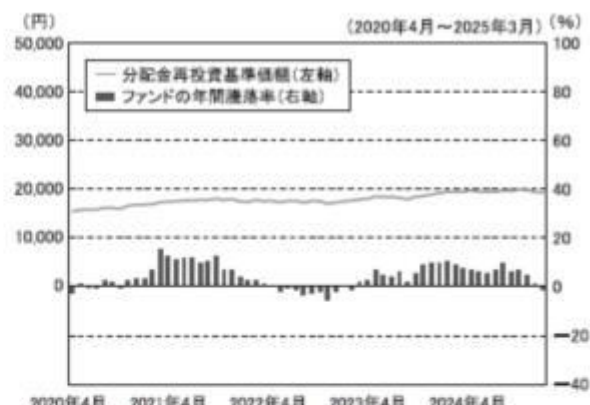
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2020年4月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFR」）が公表している指数で、その知的財産権はNFRに帰属します。なお、NFRは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2%）が上限となっております。
 - ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
 - ・収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.122%（税抜1.02%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.02%	0.55%	0.42%	0.05%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入の有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

《確定拠出年金の場合》

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されま

す。 《確定拠出年金でない場合》

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

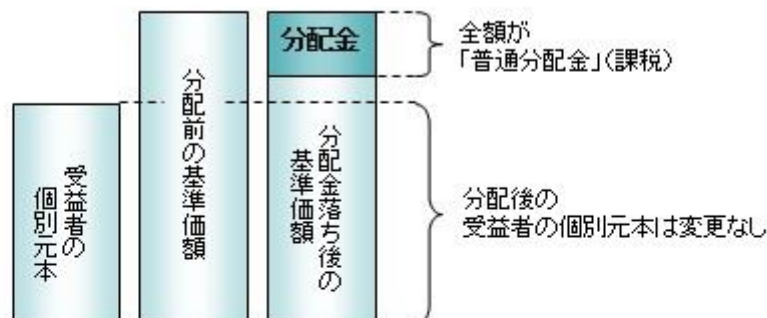
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

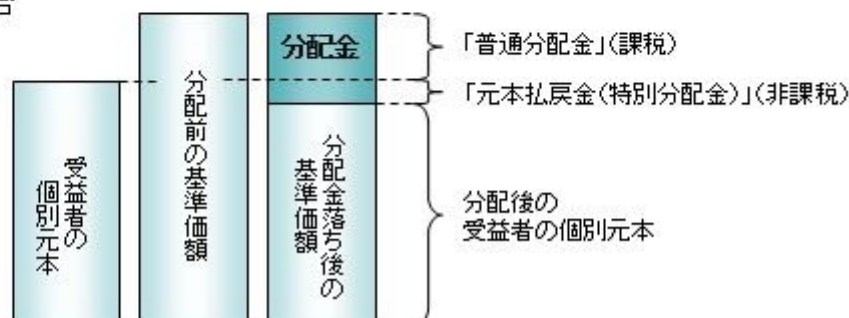
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2025年6月25日現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2024年3月26日～2025年3月25日

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.16%	1.13%	0.03%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）】

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,755,719,517	99.02
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	17,299,715	0.98
合計（純資産総額）		1,773,019,232	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券グローバル・ラップマザーファンド	812,066,892	1.2965	1,052,847,460	1.3029	1,058,041,953	59.67
日本	親投資信託受益証券	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	38,094,696	4.9210	187,463,999	4.7410	180,606,953	10.19
日本	親投資信託受益証券	北米株式グローバル・ラップマザーファンド	15,110,176	9.9712	150,667,909	9.5061	143,638,844	8.10
日本	親投資信託受益証券	海外債券グローバル・ラップマザーファンド	41,705,005	3.3201	138,464,787	3.3025	137,730,779	7.77
日本	親投資信託受益証券	日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	9,745,494	11.7289	114,303,924	11.4458	111,544,975	6.29
日本	親投資信託受益証券	欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	13,174,434	7.2401	95,384,454	7.1582	94,305,233	5.32
日本	親投資信託受益証券	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	2,371,142	12.6537	30,003,736	12.5892	29,850,780	1.68

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.02
合 計	99.02

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第15計算期間末 (2016年 3月25日)	1,130	1,138	1.4520	1.4620
第16計算期間末 (2017年 3月27日)	1,311	1,320	1.4890	1.4990
第17計算期間末 (2018年 3月26日)	1,457	1,467	1.5555	1.5655
第18計算期間末 (2019年 3月25日)	1,549	1,559	1.5714	1.5814
第19計算期間末 (2020年 3月25日)	1,554	1,564	1.4980	1.5080
第20計算期間末 (2021年 3月25日)	1,830	1,840	1.7164	1.7264
第21計算期間末 (2022年 3月25日)	1,885	1,896	1.7526	1.7626
第22計算期間末 (2023年 3月27日)	1,714	1,714	1.7204	1.7204
第23計算期間末 (2024年 3月25日)	1,773	1,773	1.9273	1.9273
第24計算期間末 (2025年 3月25日)	1,775	1,775	1.9255	1.9255
2024年 3月末日	1,776	—	1.9331	—
4月末日	1,768	—	1.9291	—
5月末日	1,753	—	1.9245	—
6月末日	1,777	—	1.9533	—
7月末日	1,743	—	1.9288	—
8月末日	1,741	—	1.9227	—
9月末日	1,757	—	1.9250	—
10月末日	1,795	—	1.9494	—
11月末日	1,781	—	1.9458	—
12月末日	1,805	—	1.9715	—
2025年 1月末日	1,803	—	1.9614	—
2月末日	1,768	—	1.9256	—
3月末日	1,773	—	1.9107	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第15期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0100
第16期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0100
第17期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	0.0100
第18期	2018年 3月27日～2019年 3月25日	0.0100
第19期	2019年 3月26日～2020年 3月25日	0.0100
第20期	2020年 3月26日～2021年 3月25日	0.0100
第21期	2021年 3月26日～2022年 3月25日	0.0100
第22期	2022年 3月26日～2023年 3月27日	0.0000
第23期	2023年 3月28日～2024年 3月25日	0.0000

第24期	2024年 3月26日～2025年 3月25日	0.0000
------	-------------------------	--------

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第15期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	△1.12
第16期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	3.24
第17期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	5.14
第18期	2018年 3月27日～2019年 3月25日	1.67
第19期	2019年 3月26日～2020年 3月25日	△4.03
第20期	2020年 3月26日～2021年 3月25日	15.25
第21期	2021年 3月26日～2022年 3月25日	2.69
第22期	2022年 3月26日～2023年 3月27日	△1.84
第23期	2023年 3月28日～2024年 3月25日	12.03
第24期	2024年 3月26日～2025年 3月25日	△0.09

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第15期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	172,683,758	112,630,478
第16期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	194,980,577	92,728,870
第17期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	198,967,428	142,779,466
第18期	2018年 3月27日～2019年 3月25日	186,058,182	137,162,297
第19期	2019年 3月26日～2020年 3月25日	187,567,788	136,320,035
第20期	2020年 3月26日～2021年 3月25日	164,575,488	135,785,756
第21期	2021年 3月26日～2022年 3月25日	156,624,995	147,068,367
第22期	2022年 3月26日～2023年 3月27日	95,806,826	174,802,056
第23期	2023年 3月28日～2024年 3月25日	75,019,831	151,831,358
第24期	2024年 3月26日～2025年 3月25日	85,657,697	83,548,483

(参考)

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	24,753,296,120	97.73
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	573,849,542	2.27
合計（純資産総額）		25,327,145,662	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	405,500	3,766.00	1,527,113,000	3,765.00	1,526,707,500	6.03
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	399,000	3,987.00	1,590,813,000	3,795.00	1,514,205,000	5.98
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	184,800	5,925.00	1,094,940,000	5,736.00	1,060,012,800	4.19
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	129,900	7,119.00	924,758,100	6,901.00	896,439,900	3.54
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	5,618,100	147.50	828,669,750	144.70	812,939,070	3.21
日本	株式	日立製作所	電気機器	220,700	3,761.00	830,052,700	3,458.00	763,180,600	3.01
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	266,100	2,882.50	767,033,250	2,616.00	696,117,600	2.75
日本	株式	三井物産	卸売業	240,000	2,954.50	709,080,000	2,799.50	671,880,000	2.65
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	28,500	22,310.00	635,835,000	20,110.00	573,135,000	2.26
日本	株式	スズキ	輸送用機器	306,300	1,894.00	580,132,200	1,810.00	554,403,000	2.19
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	272,100	2,163.50	588,688,350	2,011.00	547,193,100	2.16
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	181,200	3,029.00	548,854,800	2,952.00	534,902,400	2.11
日本	株式	信越化学工業	化学	125,800	4,452.00	560,061,600	4,236.00	532,888,800	2.10
日本	株式	テルモ	精密機器	187,600	2,811.00	527,343,600	2,797.00	524,717,200	2.07
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	67,200	8,305.00	558,096,000	7,657.00	514,550,400	2.03
日本	株式	味の素	食料品	163,400	3,040.00	496,736,000	2,958.50	483,418,900	1.91
日本	株式	第一三共	医薬品	137,000	3,715.00	508,955,000	3,511.00	481,007,000	1.90
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	170,400	2,784.00	474,393,600	2,466.00	420,206,400	1.66
日本	株式	キーエンス	電気機器	6,900	61,100.00	421,590,000	58,480.00	403,512,000	1.59
日本	株式	T&Dホールディングス	保険業	126,100	3,191.00	402,385,100	3,174.00	400,241,400	1.58
日本	株式	花王	化学	60,500	6,558.00	396,759,000	6,473.00	391,616,500	1.55
日本	株式	旭化成	化学	363,100	1,109.50	402,859,450	1,047.00	380,165,700	1.50
日本	株式	三井不動産	不動産業	277,700	1,411.00	391,834,700	1,330.50	369,479,850	1.46
日本	株式	鹿島建設	建設業	113,900	3,168.00	360,835,200	3,048.00	347,167,200	1.37
日本	株式	オリックス	その他金融業	111,200	3,217.00	357,730,400	3,084.00	342,940,800	1.35
日本	株式	I H I	機械	32,100	10,905.00	350,050,500	10,320.00	331,272,000	1.31
日本	株式	コスモス薬品	小売業	42,600	7,438.00	316,858,800	7,518.00	320,266,800	1.26
日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	160,700	2,330.00	374,431,000	1,987.50	319,391,250	1.26
日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	247,400	1,393.00	344,628,200	1,287.00	318,403,800	1.26
日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	34,700	9,384.00	325,624,800	8,928.00	309,801,600	1.22

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	鉱業	0.15
		建設業	1.97
		食料品	2.58
		化学	6.21
		医薬品	3.47
		ゴム製品	1.08
		非鉄金属	2.09
		機械	2.94

	電気機器	19.65
	輸送用機器	8.25
	精密機器	2.96
	その他製品	1.05
	電気・ガス業	0.66
	陸運業	2.80
	海運業	0.52
	情報・通信業	6.89
	卸売業	7.98
	小売業	4.30
	銀行業	10.46
	保険業	5.77
	その他金融業	1.35
	不動産業	1.46
	サービス業	3.13
合 計		97.73

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	8,591,881,600	95.16
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	436,689,824	4.84
合計（純資産総額）		9,028,571,424	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	前田工織	その他製品	191,700	1,934.00	370,747,800	1,906.00	365,380,200	4.05
日本	株式	五洋建設	建設業	352,500	727.20	256,338,000	711.20	250,698,000	2.78
日本	株式	武蔵野銀行	銀行業	76,700	3,335.00	255,794,500	3,260.00	250,042,000	2.77
日本	株式	リロググループ	サービス業	131,900	1,931.50	254,764,850	1,852.50	244,344,750	2.71
日本	株式	西日本フィナンシャルホールディングス	銀行業	116,100	2,148.00	249,382,800	2,090.00	242,649,000	2.69
日本	株式	トレジャー・ファクトリー	小売業	108,500	1,832.00	198,772,000	1,865.00	202,352,500	2.24

日本	株式	カナモト	サービス業	60,700	3,260.00	197,882,000	3,240.00	196,668,000	2.18
日本	株式	J. フロント リテイリング	小売業	105,300	1,888.00	198,806,400	1,841.00	193,857,300	2.15
日本	株式	ダイセル	化学	147,600	1,379.50	203,614,200	1,297.50	191,511,000	2.12
日本	株式	ダイヘン	電気機器	28,800	6,910.00	199,008,000	6,330.00	182,304,000	2.02
日本	株式	日本光電工業	電気機器	90,800	2,066.50	187,638,200	2,003.50	181,917,800	2.01
日本	株式	日精エー・エス・ビー機械	機械	35,800	5,140.00	184,012,000	4,965.00	177,747,000	1.97
日本	株式	トーセイ	不動産業	72,900	2,441.00	177,948,900	2,399.00	174,887,100	1.94
日本	株式	フューチャー	情報・通信業	96,700	1,810.00	175,027,000	1,735.00	167,774,500	1.86
日本	株式	やまみ	食料品	43,100	3,740.00	161,194,000	3,885.00	167,443,500	1.85
日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	147,500	1,293.00	190,717,500	1,129.50	166,601,250	1.85
日本	株式	関東電化工業	化学	186,700	917.00	171,203,900	869.00	162,242,300	1.80
日本	株式	月島ホールディングス	機械	93,200	1,713.00	159,651,600	1,710.00	159,372,000	1.77
日本	株式	SBSホールディングス	陸運業	53,900	2,942.00	158,573,800	2,830.00	152,537,000	1.69
日本	株式	山九	陸運業	23,800	6,352.00	151,177,600	6,132.00	145,941,600	1.62
日本	株式	コスモス薬品	小売業	19,400	7,438.00	144,297,200	7,518.00	145,849,200	1.62
日本	株式	日産化学	化学	32,600	4,616.00	150,481,600	4,444.00	144,874,400	1.60
日本	株式	N I T T O K U	機械	66,100	2,181.00	144,164,100	2,113.00	139,669,300	1.55
日本	株式	丹青社	サービス業	123,800	1,140.00	141,132,000	1,125.00	139,275,000	1.54
日本	株式	L I T A L I C O	サービス業	124,400	1,108.00	137,835,200	1,111.00	138,208,400	1.53
日本	株式	イオンファンタジー	サービス業	51,800	2,685.00	139,083,000	2,576.00	133,436,800	1.48
日本	株式	トラスコ中山	卸売業	66,700	2,052.00	136,868,400	1,986.00	132,466,200	1.47
日本	株式	ナブテスコ	機械	57,200	2,493.50	142,628,200	2,310.50	132,160,600	1.46
日本	株式	Genky Drug Stores	小売業	45,800	2,944.00	134,835,200	2,845.00	130,301,000	1.44
日本	株式	福山通運	陸運業	35,600	3,845.00	136,882,000	3,615.00	128,694,000	1.43

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	4.89
		食料品	3.09
		繊維製品	2.34
		化学	6.52
		ガラス・土石製品	2.06
		金属製品	2.79
		機械	7.83
		電気機器	10.02
		輸送用機器	1.24
		その他製品	4.94
		電気・ガス業	0.53
		陸運業	4.73
		情報・通信業	5.43
		卸売業	4.47
		小売業	10.14
		銀行業	5.46

		不動産業	2.85
		サービス業	15.83
合 計			95.16

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

日本債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	13,405,311,210	64.06
	ポーランド	99,401,000	0.48
	小計	13,504,712,210	64.53
社債券	日本	6,556,852,450	31.33
	フランス	199,049,800	0.95
	イギリス	197,998,100	0.95
	小計	6,953,900,350	33.23
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	467,663,663	2.23
合計（純資産総額）		20,926,276,223	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第377回利付国債（10年）	2,400,000,000	96.87	2,324,994,000	97.57	2,341,896,000	1.200	2034/12/20	11.19
日本	国債証券	第1294回国庫短期証券	1,600,000,000	99.40	1,590,406,360	99.40	1,590,406,360	—	2026/3/23	7.60
日本	国債証券	第1290回国庫短期証券	1,300,000,000	99.94	1,299,229,750	99.94	1,299,229,750	—	2025/6/2	6.21
日本	国債証券	第1284回国庫短期証券	880,000,000	99.96	879,719,060	99.96	879,719,060	—	2025/5/7	4.20
日本	国債証券	第190回利付国債（20年）	780,000,000	93.02	725,563,800	93.90	732,474,600	1.800	2044/9/20	3.50
日本	国債証券	第85回利付国債（30年）	690,000,000	95.04	655,831,200	96.26	664,200,900	2.300	2054/12/20	3.17
日本	国債証券	第1292回国庫短期証券	650,000,000	99.94	649,663,394	99.94	649,663,394	—	2025/6/9	3.10
日本	国債証券	第191回利付国債（20年）	520,000,000	95.92	498,820,400	96.91	503,963,200	2.000	2044/12/20	2.41
日本	国債証券	第367回利付国債（10年）	500,000,000	92.38	461,945,000	93.01	465,080,000	0.200	2032/6/20	2.22
日本	国債証券	第68回利付国債（30年）	610,000,000	65.14	397,396,700	66.06	402,984,300	0.600	2050/9/20	1.93

日本	国債証券	第1276回国庫短期証券	400,000,000	99.66	398,676,350	99.66	398,676,350	—	2025/12/22	1.91
日本	国債証券	第163回利付国債（20年）	430,000,000	86.00	369,825,800	86.94	373,880,700	0.600	2037/12/20	1.79
日本	国債証券	第63回利付国債（30年）	550,000,000	63.38	348,595,500	64.20	353,122,000	0.400	2049/6/20	1.69
日本	国債証券	第180回利付国債（20年）	430,000,000	81.13	348,880,500	81.94	352,354,900	0.800	2042/3/20	1.68
日本	国債証券	第84回利付国債（30年）	370,000,000	90.97	336,592,700	92.11	340,836,600	2.100	2054/9/20	1.63
日本	国債証券	第168回利付国債（20年）	400,000,000	81.22	324,912,000	82.12	328,512,000	0.400	2039/3/20	1.57
日本	国債証券	第173回利付国債（20年）	400,000,000	78.78	315,144,000	79.70	318,816,000	0.400	2040/6/20	1.52
日本	国債証券	第57回利付国債（30年）	340,000,000	72.61	246,901,200	73.45	249,733,400	0.800	2047/12/20	1.19
日本	社債券	第4回東京センチュリー株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	98.37	196,742,200	98.35	196,715,800	1.929	2059/12/10	0.94
日本	国債証券	第17回利付国債（40年）	200,000,000	86.55	173,116,000	88.90	177,802,000	2.200	2064/3/20	0.85
日本	国債証券	第175回利付国債（20年）	220,000,000	79.15	174,141,000	80.04	176,107,800	0.500	2040/12/20	0.84
日本	国債証券	第70回利付国債（30年）	230,000,000	66.22	152,312,900	67.11	154,362,200	0.700	2051/3/20	0.74
日本	国債証券	第1278回国庫短期証券	140,000,000	99.98	139,978,496	99.98	139,978,496	—	2025/4/7	0.67
日本	国債証券	第53回利付国債（30年）	150,000,000	70.60	105,909,000	71.39	107,091,000	0.600	2046/12/20	0.51
日本	社債券	第3回住友化学株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	103.88	103,885,300	103.75	103,754,400	3.300	2059/9/12	0.50
日本	国債証券	第16回利付国債（40年）	150,000,000	66.17	99,265,500	68.19	102,286,500	1.300	2063/3/20	0.49
日本	社債券	第2回野村ホールディングス株式会社無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100.63	100,639,250	100.63	100,639,250	2.649	2025/11/26	0.48
日本	社債券	第4回ソフトバンクグループ株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100.35	100,355,800	100.34	100,346,700	3.000	2056/2/4	0.48
イギリス	社債券	第7回エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー期限前償還条項付円貨社債（2022）	100,000,000	100.10	100,107,100	100.10	100,102,600	1.478	2026/9/15	0.48
日本	社債券	第2回ヒューリック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100.03	100,034,100	100.03	100,033,500	1.280	2055/7/2	0.48

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	64.53
社債券	33.23
合 計	97.77

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

北米株式グローバル・ラップマザーファンド
以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	26,249,386,706	91.51
	カナダ	1,126,979,024	3.93
	オランダ	87,561,170	0.31
	ルクセンブルク	114,949,361	0.40
	アイルランド	527,066,766	1.84
	イギリス	228,166,291	0.80
	小計	28,334,109,318	98.78
投資証券	アメリカ	247,369,326	0.86
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	103,989,285	0.36
合計（純資産総額）		28,685,467,929	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	34,310	58,773.32	2,016,512,664	56,638.17	1,943,255,819	6.77
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	110,654	18,153.22	2,008,726,760	16,397.85	1,814,488,623	6.33
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	45,466	33,003.54	1,500,539,386	32,580.40	1,481,300,830	5.16
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	39,296	30,391.43	1,194,261,838	28,815.49	1,132,333,668	3.95
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	46,647	25,407.93	1,185,203,878	23,334.09	1,088,465,352	3.79
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	10,186	92,530.45	942,515,184	86,234.16	878,381,203	3.06
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	33,571	24,767.98	831,486,125	25,123.84	843,432,621	2.94
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	20,458	37,089.93	758,785,813	36,310.93	742,849,047	2.59
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	24,071	28,595.70	688,327,095	25,286.82	608,679,102	2.12
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	11,760	51,415.44	604,645,602	51,262.93	602,852,080	2.10

アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	7,297	81,289.53	593,169,762	80,832.00	589,831,157	2.06
アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	12,407	40,968.47	508,295,931	41,695.14	517,311,691	1.80
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,928	129,319.84	507,968,363	122,981.69	483,072,099	1.68
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	19,639	24,415.12	479,488,557	24,477.91	480,721,855	1.68
アメリカ	株式	3M CO	資本財	19,344	22,898.98	442,958,024	21,656.47	418,922,887	1.46
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	5,054	77,227.07	390,305,662	77,158.30	389,958,052	1.36
アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信サービス	9,828	38,719.69	380,537,204	39,612.33	389,310,015	1.36
アメリカ	株式	ARTHUR J GALLAGHER & CO	保険	7,102	50,488.41	358,568,748	50,950.43	361,849,991	1.26
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	2,560	145,331.94	372,049,779	139,629.25	357,450,885	1.25
アメリカ	株式	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	金融サービス	12,275	27,042.18	331,942,848	25,946.20	318,489,674	1.11
アメリカ	株式	LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	メディア・娯楽	23,005	13,304.28	306,065,182	13,296.81	305,893,197	1.07
アメリカ	株式	MCDONALD'S CORP	消費者サービス	6,655	45,703.77	304,158,645	45,916.09	305,571,624	1.07
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	9,787	31,433.58	307,640,542	29,886.05	292,494,846	1.02
アメリカ	株式	AUTODESK INC	ソフトウェア・サービス	7,228	40,249.28	290,921,859	39,118.91	282,751,536	0.99
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	11,184	24,673.79	275,951,672	24,833.77	277,740,960	0.97
アメリカ	株式	HOWMET AEROSPACE INC	資本財	14,242	20,349.67	289,820,028	19,391.24	276,170,165	0.96
カナダ	株式	TC ENERGY CORP	エネルギー	38,310	7,366.85	282,224,039	7,184.43	275,235,743	0.96
アメリカ	株式	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,520	75,911.30	267,207,790	74,090.15	260,797,329	0.91
アイルランド	株式	TRANE TECHNOLOGIES PLC	資本財	5,152	53,468.35	275,468,949	49,640.63	255,748,577	0.89
アメリカ	株式	MORGAN STANLEY	金融サービス	14,555	18,580.85	270,444,278	17,244.14	250,988,481	0.87

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	4.27
		素材	1.76
		資本財	7.48
		商業・専門サービス	0.61
		運輸	1.55
		耐久消費財・アパレル	0.71
		消費者サービス	3.71
		メディア・娯楽	9.80
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.30
		食品・飲料・タバコ	0.80
		家庭用品・パーソナル用品	2.94
		ヘルスケア機器・サービス	4.03

		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.65
		銀行	2.59
		金融サービス	11.35
		保険	3.06
		ソフトウェア・サービス	12.26
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.07
		電気通信サービス	1.36
		公益事業	2.20
		半導体・半導体製造装置	10.26
投資証券	—	—	0.86
合 計			99.64

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	69,937,032	0.48
	ドイツ	1,080,419,756	7.35
	イタリア	396,293,576	2.69
	フランス	2,686,263,991	18.26
	オランダ	1,661,722,319	11.30
	スペイン	668,329,585	4.54
	ルクセンブルク	116,635,917	0.79
	フィンランド	127,433,274	0.87
	アイルランド	1,205,897,922	8.20
	ポルトガル	187,752,945	1.28
	イギリス	3,439,019,967	23.38
	スイス	1,559,727,468	10.61
	スウェーデン	141,120,600	0.96
	ノルウェー	82,158,440	0.56
	デンマーク	544,891,689	3.70
	バミューダ	169,191,853	1.15
	ジャージー	124,974,700	0.85
小計		14,261,771,034	96.97
投資証券	イギリス	105,511,020	0.72
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	339,933,973	2.31
合計（純資産総額）		14,707,216,027	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	11,361,554	0.08
	売建	—	12,528,625	△0.09

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	32,183	15,235.58	490,326,800	15,344.40	493,829,134	3.36
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	13,737	37,602.56	516,546,367	35,195.67	483,482,946	3.29
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	4,696	109,339.16	513,456,733	101,397.24	476,161,477	3.24
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,496	51,726.16	439,465,523	50,450.86	428,630,574	2.91
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	39,399	11,331.32	446,442,834	10,296.36	405,666,524	2.76
フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	22,935	16,836.87	386,153,622	16,759.07	384,369,316	2.61
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費財・アパレル	3,905	96,648.30	377,411,627	95,157.16	371,588,741	2.53
アイルランド	株式	LINDE PLC	素材	5,325	68,643.13	365,524,703	68,646.12	365,540,627	2.49
フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	26,800	12,874.01	345,023,586	12,731.38	341,201,091	2.32
フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	31,661	9,394.15	297,428,398	9,596.75	303,842,917	2.07
イギリス	株式	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	資本財	202,229	1,531.17	309,648,595	1,494.73	302,279,741	2.06
イギリス	株式	BEAZLEY PLC/UK	保険	159,675	1,683.32	268,785,190	1,779.26	284,104,554	1.93
イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	46,591	6,109.20	284,634,035	6,054.93	282,105,560	1.92
イギリス	株式	NATWEST GROUP PLC	銀行	292,545	896.80	262,355,858	889.82	260,314,620	1.77
イギリス	株式	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	金融サービス	11,302	21,746.60	245,780,119	22,347.44	252,570,835	1.72
スイス	株式	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	耐久消費財・アパレル	9,354	27,563.48	257,828,829	26,934.33	251,943,779	1.71
イギリス	株式	NATIONAL GRID PLC	公益事業	127,228	1,874.62	238,505,048	1,956.61	248,935,946	1.69
スペイン	株式	AMADEUS IT GROUP SA	消費者サービス	21,139	11,880.46	251,141,129	11,621.13	245,659,194	1.67
アイルランド	株式	EXPERIAN PLC	商業・専門サービス	32,988	7,022.09	231,644,989	7,024.03	231,708,926	1.58
スペイン	株式	IBERDROLA SA	公益事業	93,764	2,308.01	216,409,112	2,434.44	228,262,982	1.55
イギリス	株式	BARCLAYS PLC	銀行	395,832	588.43	232,922,399	568.86	225,173,664	1.53
スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	2,038	103,996.46	211,944,793	105,662.85	215,340,900	1.46
アイルランド	株式	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	消費者サービス	6,116	36,593.63	223,806,656	34,213.16	209,247,726	1.42

ドイツ	株式	DEUTSCHE BOERSE AG	金融サービス	4,733	42,643.24	201,830,493	44,020.92	208,351,052	1.42
オランダ	株式	EURONEXT NV	金融サービス	9,661	20,648.99	199,489,912	21,459.39	207,319,186	1.41
オランダ	株式	HEINEKEN NV	食品・飲料・タバコ	16,221	12,253.24	198,759,936	12,288.90	199,338,338	1.36
オランダ	株式	WOLTERS KLUWER	商業・専門サービス	8,320	23,177.44	192,836,301	23,525.91	195,735,588	1.33
スペイン	株式	CELLNEX TELECOM SA	電気通信サービス	36,139	5,270.84	190,482,945	5,379.43	194,407,409	1.32
イギリス	株式	NEXT PLC	一般消費財・サービス流通・小売り	8,964	18,971.10	170,056,954	21,300.81	190,940,532	1.30
イギリス	株式	COMPASS GROUP PLC	消費者サービス	38,148	4,721.45	180,114,073	4,965.66	189,430,318	1.29

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	4.47
		素材	5.87
		資本財	10.98
		商業・専門サービス	2.91
		運輸	0.93
		自動車・自動車部品	1.34
		耐久消費財・アパレル	4.51
		消費者サービス	5.91
		メディア・娯楽	0.93
		一般消費財・サービス流通・小売り	1.30
		生活必需品流通・小売り	2.47
		食品・飲料・タバコ	8.34
		ヘルスケア機器・サービス	1.02
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.18
		銀行	8.16
		金融サービス	8.06
		保険	6.08
		ソフトウェア・サービス	1.89
		電気通信サービス	4.32
		公益事業	5.07
		半導体・半導体製造装置	3.24
投資証券	—	—	0.72
合 計			97.69

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	英ポンド	買建	58,626.00	11,435,867	11,361,554	0.08

米ドル	売建	8,185.50	1,236,910	1,223,756	△0.01
ユーロ	売建	26,011.14	4,240,596	4,215,633	△0.03
英ポンド	売建	6,020.39	1,173,653	1,166,599	△0.01
デンマーククローネ	売建	272,694.20	5,958,361	5,922,637	△0.04

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	150,459,144	3.35
	アイルランド	25,959,453	0.58
	ケイマン	85,431,749	1.90
	オーストラリア	2,629,064,284	58.59
	ニュージーランド	57,627,635	1.28
	香港	735,072,071	16.38
	シンガポール	642,831,795	14.33
	小計	4,326,446,131	96.42
投資証券	オーストラリア	68,140,703	1.52
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	92,623,223	2.06
合計（純資産総額）		4,487,210,057	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	12,268,923	△0.27

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
オーストラリア	株式	BHP GROUP LTD	素材	75,631	3,694.90	279,449,012	3,729.66	282,078,619	6.29
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	229,800	1,156.08	265,667,874	1,145.51	263,238,658	5.87
オーストラリア	株式	CSL LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11,059	23,799.77	263,201,716	23,748.09	262,630,220	5.85
シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	47,790	5,071.22	242,353,852	5,180.47	247,574,929	5.52
オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	銀行	13,056	13,872.79	181,123,161	14,135.90	184,558,403	4.11
オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	61,511	2,938.44	180,746,500	2,996.70	184,330,217	4.11
香港	株式	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	金融サービス	25,800	6,923.04	178,614,536	6,796.19	175,341,754	3.91

オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	銀行	54,442	3,186.52	173,480,669	3,210.95	174,810,807	3.90
シンガポール	株式	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	銀行	86,170	1,901.84	163,882,312	1,928.60	166,187,807	3.70
オーストラリア	株式	BRAMBLES LTD	商業・専門サービス	69,378	1,911.69	132,629,355	1,915.10	132,866,404	2.96
オーストラリア	株式	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	銀行	47,321	2,774.93	131,312,657	2,785.27	131,801,800	2.94
オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	素材	10,579	11,191.82	118,398,337	11,394.80	120,545,612	2.69
オーストラリア	株式	ARISTOCRAT LEISURE LTD	消費者サービス	19,733	6,285.65	124,034,797	6,100.53	120,381,806	2.68
シンガポール	株式	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	電気通信サービス	306,720	380.14	116,598,626	382.37	117,282,489	2.61
オーストラリア	株式	WOOLWORTHS GROUP LTD	生活必需品流通・小売り	41,469	2,765.53	114,684,058	2,798.42	116,047,953	2.59
オーストラリア	株式	TELSTRA GROUP LTD	電気通信サービス	288,923	389.97	112,672,891	397.49	114,844,899	2.56
シンガポール	株式	SINGAPORE EXCHANGE LTD	金融サービス	75,000	1,458.15	109,361,880	1,490.48	111,786,570	2.49
オーストラリア	株式	MEDIBANK PRIVATE LTD	保険	232,433	415.34	96,540,442	423.80	98,506,198	2.20
オーストラリア	株式	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	エネルギー	42,054	2,173.41	91,400,991	2,237.42	94,092,700	2.10
アメリカ	株式	RESMED INC-CDI	ヘルスケア機器・サービス	27,810	3,277.67	91,152,103	3,317.14	92,249,691	2.06
オーストラリア	株式	SUNCORP GROUP LTD	保険	49,647	1,788.24	88,781,203	1,823.95	90,554,028	2.02
香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	資本財	48,500	1,827.82	88,649,366	1,824.93	88,509,541	1.97
ケイマン	株式	GRAB HOLDINGS LTD - CL A	運輸	125,027	690.78	86,366,451	683.30	85,431,749	1.90
オーストラリア	株式	SEEK LTD	メディア・娯楽	40,034	2,183.86	87,428,763	2,095.53	83,892,488	1.87
オーストラリア	株式	COCHLEAR LTD	ヘルスケア機器・サービス	3,041	24,999.77	76,024,328	25,120.06	76,390,104	1.70
オーストラリア	株式	COLES GROUP LTD	生活必需品流通・小売り	39,399	1,791.06	70,566,296	1,851.20	72,935,783	1.63
香港	株式	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	消費者サービス	118,000	623.68	73,595,302	604.46	71,327,342	1.59
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	—	24,757	2,938.44	72,747,005	2,752.38	68,140,703	1.52
オーストラリア	株式	CHALLENGER LTD	金融サービス	109,387	551.37	60,312,733	573.21	62,702,488	1.40
オーストラリア	株式	INCITEC PIVOT LTD	素材	249,274	256.08	63,834,155	248.08	61,840,093	1.38

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	2.10
		素材	13.58
		資本財	1.97
		商業・専門サービス	4.30
		運輸	1.90
		消費者サービス	4.27
		メディア・娯楽	1.87
		生活必需品流通・小売り	4.21
		ヘルスケア機器・サービス	3.76

		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.85
		銀行	25.64
		金融サービス	7.80
		保険	10.08
		電気通信サービス	6.03
		公益事業	0.42
		不動産管理・開発	2.63
投資証券	—	—	1.52
合 計			97.94

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
為替予約取引	豪ドル	売建	130,575.05	12,381,648	12,268,923	△0.27

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

海外債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	3,271,846,564	29.91
	カナダ	402,935,898	3.68
	メキシコ	126,417,686	1.16
	ドイツ	482,466,410	4.41
	イタリア	577,900,402	5.28
	フランス	638,577,407	5.84
	オランダ	146,880,093	1.34
	スペイン	506,516,410	4.63
	ベルギー	150,791,353	1.38
	オーストリア	91,564,085	0.84
	フィンランド	40,378,162	0.37
	アイルランド	35,375,458	0.32
	ギリシャ	45,683,019	0.42
	ポルトガル	115,562,331	1.06
	イギリス	479,055,379	4.38
	スウェーデン	316,110,949	2.89
	ノルウェー	9,441,017	0.09
	デンマーク	15,932,630	0.15
	キプロス	59,941,430	0.55

	ポーランド	18,972,681	0.17
	ルーマニア	28,600,532	0.26
	オーストラリア	278,315,079	2.54
	ニュージーランド	204,134,297	1.87
	シンガポール	6,348,117	0.06
	マレーシア	50,526,995	0.46
	中国	974,347,777	8.91
	小計	9,074,622,161	82.95
地方債証券	カナダ	200,367,904	1.83
特殊債証券	カナダ	265,417,863	2.43
	オランダ	74,803,956	0.68
	国際機関	145,391,233	1.33
	小計	485,613,052	4.44
社債券	アメリカ	391,816,599	3.58
	カナダ	50,272,014	0.46
	フランス	43,614,924	0.40
	オランダ	68,121,798	0.62
	シンガポール	14,970,406	0.14
	小計	568,795,741	5.20
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	610,230,989	5.58
合計（純資産総額）		10,939,629,847	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	アメリカ	1,948,464,059	17.81
	買建	カナダ	36,310,248	0.33
	買建	ドイツ	336,371,107	3.07
	売建	アメリカ	759,659,722	△6.94
	売建	カナダ	142,599,771	△1.30
	売建	ドイツ	661,957,411	△6.05
	売建	イギリス	141,845,228	△1.30
	売建	オーストラリア	620,379,693	△5.67

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	8,700,309,119	79.53
	売建	—	8,745,142,190	△79.94

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,675,000	12,349.99	453,862,247	12,420.08	456,438,237	3.125	2041/11/15	4.17

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,823,000	15,358.50	433,570,455	15,417.78	435,244,061	4.875	2028/10/31	3.98
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,937,000	8,776.12	345,515,894	8,814.08	347,010,502	2.000	2051/8/15	3.17
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,414,000	13,992.66	337,782,924	14,063.34	339,489,095	2.375	2029/5/15	3.10
スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	21,690,000	1,387.79	301,012,486	1,392.50	302,035,289	0.750	2029/11/12	2.76
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	13,900,000	2,120.36	294,730,462	2,122.90	295,083,544	2.550	2028/10/15	2.70
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,837,000	15,830.39	290,804,438	15,897.26	292,032,669	2.300	2033/2/15	2.67
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,841,000	14,897.88	274,270,130	14,904.43	274,390,696	3.750	2026/4/15	2.51
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,396,000	16,515.35	230,554,317	16,568.31	231,293,747	3.350	2029/7/1	2.11
アメリカ	国債証券	TREASURY BILL	1,480,000	14,818.04	219,307,067	14,828.63	219,463,740	—	2025/6/10	2.01
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	1,270,000	15,925.99	202,260,160	15,976.92	202,906,914	3.000	2033/5/25	1.85
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	9,420,000	2,134.86	201,103,923	2,138.94	201,488,975	2.350	2034/2/25	1.84
アメリカ	国債証券	TREASURY BILL	1,064,000	14,899.53	158,531,035	14,909.62	158,638,420	—	2025/4/24	1.45
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	958,000	16,179.31	154,997,807	16,234.54	155,526,976	2.700	2030/1/31	1.42
カナダ	国債証券	CANADA T-BILL	1,444,000	10,428.37	150,585,785	10,431.82	150,635,591	—	2025/4/24	1.38
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,654,000	9,081.35	150,205,607	8,991.70	148,722,839	4.750	2054/6/21	1.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	982,000	14,988.78	147,189,839	15,030.84	147,602,867	4.125	2027/11/15	1.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	966,000	15,065.88	145,536,491	15,101.51	145,880,683	4.375	2027/7/15	1.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	930,000	14,855.03	138,151,838	14,943.82	138,977,538	4.250	2034/11/15	1.27
イギリス	国債証券	UK TREASURY	712,000	19,401.26	138,137,008	19,434.71	138,375,199	4.375	2030/3/7	1.26
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	840,000	15,487.50	130,095,047	15,532.20	130,470,541	3.850	2040/10/1	1.19
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,283,000	10,009.94	128,427,598	10,069.23	129,188,221	1.750	2041/8/15	1.18
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	877,000	14,556.57	127,661,200	14,637.76	128,373,231	3.500	2030/1/31	1.17
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,140,000	2,067.11	126,920,761	2,068.69	127,017,612	1.850	2027/5/15	1.16
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	777,000	16,273.98	126,448,845	16,310.43	126,732,076	2.500	2027/5/31	1.16
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	831,000	14,996.37	124,619,896	15,021.49	124,828,638	4.250	2026/11/30	1.14
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,750,000	2,146.51	123,424,650	2,150.99	123,682,220	2.600	2030/9/15	1.13
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	953,000	12,752.77	121,533,979	12,825.73	122,229,212	1.000	2038/5/15	1.12
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	4,930,000	2,464.18	121,484,188	2,476.04	122,068,999	3.120	2052/10/25	1.12
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	716,000	16,275.91	116,535,526	16,327.59	116,905,607	2.750	2029/2/25	1.07

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	82.95
地方債証券	1.83
特殊債券	4.44
社債券	5.20
合 計	94.42

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等 (円)	評価額 (各通貨)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
債券先 物取引	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TNOTE2Y 2506	買建	13	米ドル	2,687,851.53	401,887,560	2,693,335.97	402,707,594	3.68
	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TNOTE5Y 2506	買建	75	米ドル	8,071,955.67	1,206,918,812	8,114,062.5	1,213,214,625	11.09
	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TNOTE10Y2506	買建	20	米ドル	2,210,970.27	330,584,275	2,224,062.6	332,541,840	3.04
	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TBOND20Y2506	売建	2	米ドル	232,812.5	34,810,125	234,187.5	35,015,715	△0.32
	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TNOUL10Y2506	売建	19	米ドル	2,153,828.22	322,040,395	2,166,593.75	323,949,097	△2.96
	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TBOND30Y2506	売建	22	米ドル	2,668,248.43	398,956,505	2,679,875	400,694,910	△3.66
	カナダ	モントリ オール取引 所	CAN 05Y 2506	買建	3	加ドル	346,800	36,247,536	347,400	36,310,248	0.33
	カナダ	モントリ オール取引 所	CAN 10Y 2506	売建	11	加ドル	1,359,428.08	142,087,422	1,364,330	142,599,771	△1.30
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	FBTP10Y 2506	買建	4	ユーロ	469,000	76,015,520	470,640	76,281,331	0.70
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	SCHATZ2Y2506	買建	15	ユーロ	1,601,700	259,603,536	1,604,700	260,089,776	2.38
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BOBL5Y 2506	売建	10	ユーロ	1,173,300	190,168,464	1,178,200	190,962,656	△1.75
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BUND10Y 2506	売建	16	ユーロ	2,052,320	332,640,025	2,061,440	334,118,195	△3.05
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BUXL30Y 2506	売建	4	ユーロ	473,840	76,799,988	475,920	77,137,114	△0.71
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	OAT10Y 2506	売建	3	ユーロ	367,410	59,549,812	368,580	59,739,446	△0.55
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	AUSTR03Y2506	売建	60	豪ドル	6,383,201.4	599,829,435	6,377,945.4	599,335,529	△5.48
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	AUSTR10Y2506	売建	2	豪ドル	224,501.49	21,096,405	223,945.56	21,044,164	△0.19
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	GILT10Y 2506	売建	8	英ポンド	730,359.07	141,558,194	731,840	141,845,228	△1.30

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	32,254,786.67	4,856,982,912	4,816,022,784	44.02
	加ドル	買建	1,225,000.00	129,085,707	127,913,062	1.17
	メキシコペソ	買建	29,894,000.00	223,645,870	218,645,452	2.00
	ユーロ	買建	3,841,000.00	625,488,811	622,419,114	5.69
	英ポンド	買建	1,806,000.00	351,651,753	349,589,848	3.20
	スイスフラン	買建	905,000.00	154,691,946	153,889,739	1.41

スウェーデンクローナ	買建	27,925,000.00	417,882,486	418,000,947	3.82
ノルウェークローネ	買建	3,534,000.00	50,606,928	50,392,704	0.46
デンマーククローネ	買建	650,000.00	14,177,610	14,105,325	0.13
チェココルナ	買建	2,309,000.00	15,082,264	14,988,091	0.14
ハンガリーフォリント	買建	43,700,000.00	17,726,850	17,622,242	0.16
ポーランドズロチ	買建	3,124,000.00	121,467,022	120,844,914	1.10
ルーマニアレイ	買建	1,277,000.00	41,610,407	41,527,763	0.38
豪ドル	買建	5,724,000.00	542,890,437	537,483,106	4.91
ニュージーランドドル	買建	4,109,300.00	354,804,880	350,219,694	3.20
シンガポールドル	買建	634,000.00	71,350,745	70,602,652	0.65
イスラエルシェケル	買建	1,766,000.00	72,094,138	71,279,291	0.65
南アフリカランド	買建	5,809,000.00	47,996,847	47,070,804	0.43
香港・オフショア人民元	買建	31,987,000.00	663,154,492	657,691,587	6.01
米ドル	売建	27,910,111.49	4,205,328,972	4,169,136,474	△38.11
加ドル	売建	3,290,000.00	346,009,041	343,248,258	△3.14
メキシコペソ	売建	30,932,000.00	231,752,160	226,178,426	△2.07
ユーロ	売建	4,353,000.00	708,773,100	705,224,521	△6.45
英ポンド	売建	1,395,000.00	271,384,794	270,271,659	△2.47
スイスフラン	売建	940,000.00	160,604,574	159,842,786	△1.46
スウェーデンクローナ	売建	49,290,000.00	736,966,010	737,258,141	△6.74
ノルウェークローネ	売建	3,162,000.00	45,267,935	45,107,217	△0.41
デンマーククローネ	売建	325,000.00	7,052,500	7,058,350	△0.06
チェココルナ	売建	2,378,000.00	15,521,217	15,435,107	△0.14
ハンガリーフォリント	売建	75,600,000.00	30,724,282	30,400,137	△0.28
ポーランドズロチ	売建	1,937,000.00	75,171,206	75,081,554	△0.69
ルーマニアレイ	売建	2,204,000.00	71,920,376	71,536,328	△0.65
豪ドル	売建	8,087,000.00	766,153,780	758,712,602	△6.94
ニュージーランドドル	売建	5,979,150.00	515,825,594	509,135,812	△4.65
シンガポールドル	売建	357,000.00	40,112,520	39,785,487	△0.36
イスラエルシェケル	売建	883,000.00	35,964,060	35,701,632	△0.33
南アフリカランド	売建	9,980,000.00	82,325,983	80,681,974	△0.74
香港・オフショア人民元	売建	22,622,000.00	468,167,823	465,345,725	△4.25

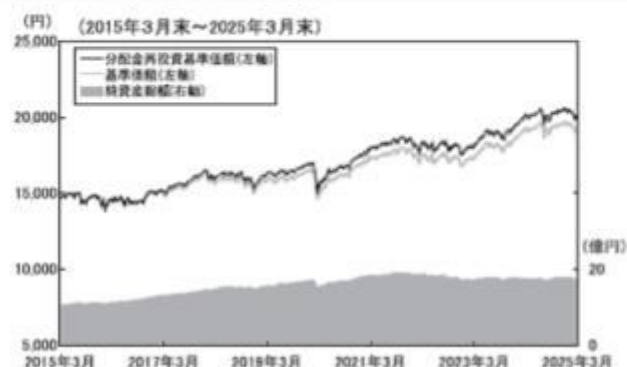
(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

《参考情報》

運用実績

2025年3月31日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額.....19,107 円

純資産総額..... 17.73 億円

※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2015年3月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	設定来累計
100 円	100 円	0 円	0 円	0 円	1,800 円

主要な資産の状況

＜資産構成比率＞

組入資産	比率
日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	10.19%
日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	6.29%
日本債券グローバル・ラップマザーファンド	59.67%
北米株式グローバル・ラップマザーファンド	8.10%
欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	5.32%
アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	1.68%
海外債券グローバル・ラップマザーファンド	7.77%
現金その他	0.98%

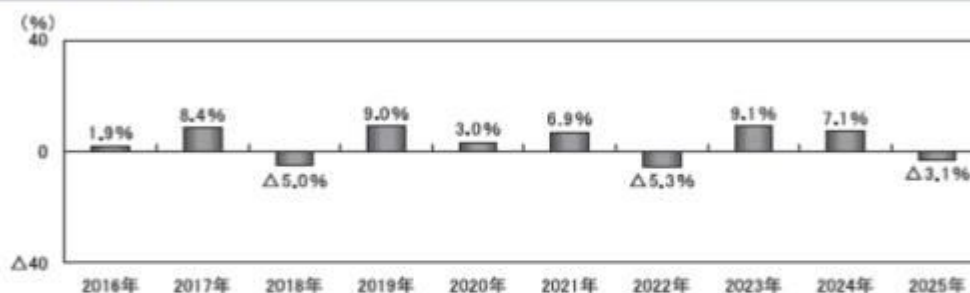
※当ファンドの対純資産総額比です。

＜組入上位銘柄＞

組入資産	銘柄	業種・種類	比率
日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	1 ソニーグループ	電気機器	6.03%
	2 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	5.98%
	3 東京海上ホールディングス	保険業	4.19%
日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	1 前田工機	その他製品	4.05%
	2 五洋建設	建設業	2.78%
	3 武蔵野銀行	銀行業	2.77%
日本債券グローバル・ラップマザーファンド	1 第377回利付国債（10年）	国債証券	11.19%
	2 第1294回国庫短期証券	国債証券	7.60%
	3 第1290回国庫短期証券	国債証券	6.21%
北米株式グローバル・ラップマザーファンド	1 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	6.77%
	2 NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	6.33%
	3 APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.16%
欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	1 NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	3.36%
	2 SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	3.29%
	3 ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	3.24%
アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	1 BHP GROUP LTD	素材	6.29%
	2 AIA GROUP LTD	保険	5.87%
	3 CSL LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.85%
海外債券グローバル・ラップマザーファンド	1 US TREASURY N/B	国債証券	4.17%
	2 US TREASURY N/B	国債証券	3.98%
	3 US TREASURY N/B	国債証券	3.17%

※各マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2025年は、2025年3月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。なお、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、当該規定に従うものとします。
- (2) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (3) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (5) 申込単位
販売会社の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。
- (6) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (7) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

※2025年9月1日よりwww.amova-am.comに変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。

※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関でない場合、解約価額から解約に係る所定の税金が差し引かれます。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。

(7) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

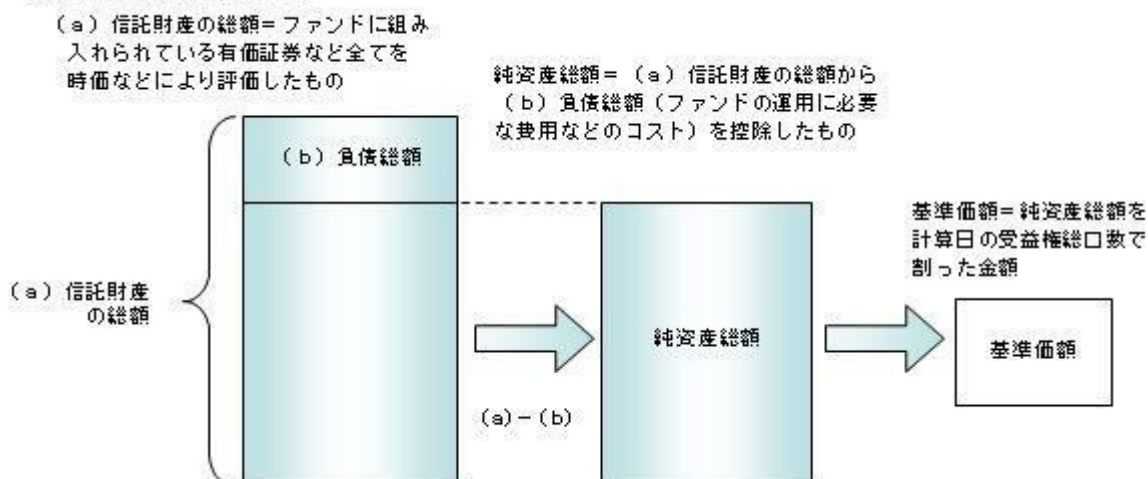
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

◇公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日^{*}における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

※外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/※2025年9月1日よりwww.amova-am.comに変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2001年10月17日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年3月26日から翌年3月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】**① 信託の終了（繰上償還）**

- 1) 委託会社は、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

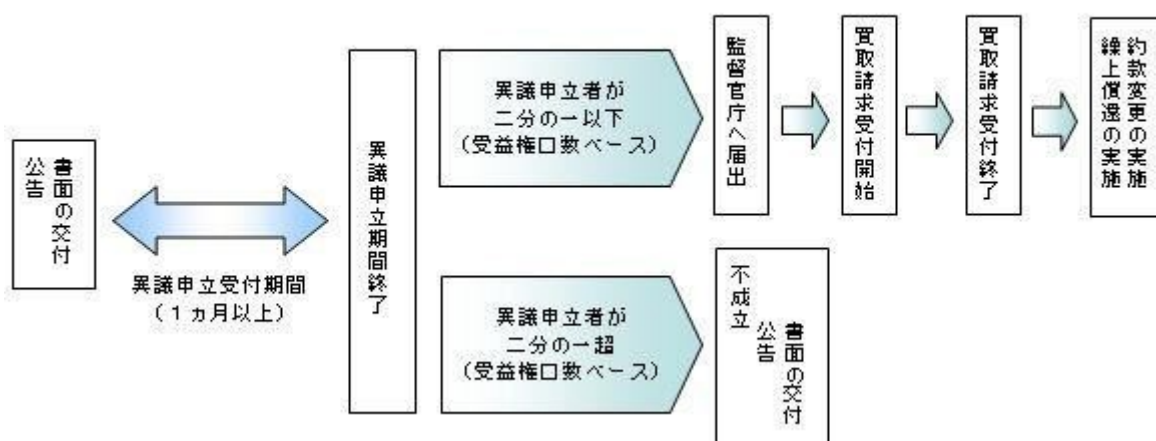
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して提供されます。
 - ・法令で定められた所要の要件^{※1}を満たすことにより、交付運用報告書は電磁的方法^{※2}により提供されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。
 - ※1 あらかじめ、受益者からの承諾の取得または受益者への告知を行ないます。
 - ※2 販売会社が受益者のために開設している取引専用ページ内で提供する方法やメールにて送信する方法などがあります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
 - ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。
 - ホームページ アドレス www.nikkoam.com/
※2025年9月1日よりwww.amova-am.comに変更
- ⑦ 関係法人との契約について
- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
 - ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約または当ファンドにおける投資顧問契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
- 受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
- 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間（2024年 3月26日から2025年 3月25日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 2024年 3月25日現在	第24期 2025年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,121,292	35,514,098
親投資信託受益証券	1,758,661,340	1,750,500,000
未収利息	57	472
流動資産合計	1,785,782,689	1,786,014,570
資産合計	1,785,782,689	1,786,014,570
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,870,085	653,974
未払受託者報酬	483,130	486,607
未払委託者報酬	9,373,923	9,441,357
その他未払費用	38,594	38,870
流動負債合計	12,765,732	10,620,808
負債合計	12,765,732	10,620,808
純資産の部		
元本等		
元本	919,938,449	922,047,663
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	853,078,508	853,346,099
（分配準備積立金）	352,621,606	326,617,374
元本等合計	1,773,016,957	1,775,393,762
純資産合計	1,773,016,957	1,775,393,762
負債純資産合計	1,785,782,689	1,786,014,570

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	第24期 自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
営業収益		
受取利息	278	57,070
有価証券売買等損益	220,402,910	18,586,926
営業収益合計	220,403,188	18,643,996
営業費用		
支払利息	6,007	-
受託者報酬	967,762	972,721
委託者報酬	18,776,954	18,873,042
その他費用	77,334	77,702
営業費用合計	19,828,057	19,923,465
営業利益又は営業損失（△）	200,575,131	△1,279,469
経常利益又は経常損失（△）	200,575,131	△1,279,469
当期純利益又は当期純損失（△）	200,575,131	△1,279,469
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	17,052,551	746,156
期首剰余金又は期首欠損金（△）	718,088,993	853,078,508
剰余金増加額又は欠損金減少額	61,379,906	79,768,369
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	61,379,906	79,768,369
剰余金減少額又は欠損金増加額	109,912,971	77,475,153
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	109,912,971	77,475,153
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	853,078,508	853,346,099

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

	第23期 2024年 3月25日現在	第24期 2025年 3月25日現在
1. 期首元本額	996,749,976円	919,938,449円
期中追加設定元本額	75,019,831円	85,657,697円
期中一部解約元本額	151,831,358円	83,548,483円
2. 受益権の総数	919,938,449口	922,047,663口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期 自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	第24期 自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 4,856,863円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 4,901,686円
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 20,223,000円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 4,853,863円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 136,815,985円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0円
C 信託約款に定める収益調整金 514,938,865円	C 信託約款に定める収益調整金 547,951,967円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 195,582,621円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 321,763,511円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 867,560,471円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 874,569,341円
F 分配対象収益 (1万口当たり) 9,430円	F 分配対象収益 (1万口当たり) 9,485円
G 分配金額 0円	G 分配金額 0円
H 分配金額 (1万口当たり) 0円	H 分配金額 (1万口当たり) 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第23期 自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	第24期 自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第23期 2024年 3月25日現在	第24期 2025年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
-------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

第23期（2024年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	177,362,128
合計	177,362,128

第24期（2025年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,153,097
合計	6,153,097

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第23期 2024年 3月25日現在		第24期 2025年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	1.9273円	1口当たり純資産額	1.9255円
(1万口当たり純資産額)	(19,273円)	(1万口当たり純資産額)	(19,255円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	38,094,696	187,463,999	
	日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	9,745,494	114,303,924	
	日本債券グローバル・ラップマザーファンド	799,158,989	1,036,109,629	
	北米株式グローバル・ラップマザーファンド	14,961,719	149,192,277	
	欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	13,139,848	95,135,127	
	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	2,357,415	29,830,257	
	海外債券グローバル・ラップマザーファンド	41,705,005	138,464,787	
合計		919,163,166	1,750,500,000	

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	301,891,468	343,741,408
株式	28,815,031,210	25,962,852,650
未収入金	132,944,727	121,513,137
未収配当金	34,604,550	24,690,000
未収利息	638	4,570
流動資産合計	29,284,472,593	26,452,801,765
資産合計	29,284,472,593	26,452,801,765
負債の部		
流動負債		
未払金	134,222,380	-
未払解約金	169,856,621	91,482,606
流動負債合計	304,079,001	91,482,606
負債合計	304,079,001	91,482,606
純資産の部		
元本等		
元本	6,105,575,075	5,356,858,639
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	22,874,818,517	21,004,460,520
元本等合計	28,980,393,592	26,361,319,159
純資産合計	28,980,393,592	26,361,319,159
負債純資産合計	29,284,472,593	26,452,801,765

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
1. 期首	2023年 3月28日	2024年 3月26日
期首元本額	7,522,978,529円	6,105,575,075円
期首からの追加設定元本額	326,626,828円	1,013,517,043円
期首からの一部解約元本額	1,744,030,282円	1,762,233,479円
元本の内訳 ※		
GW7つの卵	2,905,438,752円	2,578,348,639円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	71,739,443円	52,870,527円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	82,663,278円	73,323,603円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	1,038,456,005円	855,747,132円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	406,132,236円	325,717,165円
グローバル・ラップ・バランス 超積極型	473,777,090円	381,999,434円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	40,035,125円	38,094,696円

年金積立	グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	114,930,329円	105,584,317円
年金積立	グローバル・ラップ・バランス（成長型）	171,978,767円	156,225,539円
年金積立	グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	373,265,628円	352,562,020円
年金積立	グローバル・ラップ・バランス（積極型）	427,158,422円	436,385,567円
	計	6,105,575,075円	5,356,858,639円
2.	受益権の総数	6,105,575,075口	5,356,858,639口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額
（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（2024年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	6,991,015,095
合計	6,991,015,095

（2025年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	875,492,967
合計	875,492,967

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年 3月25日現在		2025年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	4.7465円	1口当たり純資産額	4.9210円
(1万口当たり純資産額)	(47,465円)	(1万口当たり純資産額)	(49,210円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
I N P E X	18,900	2,114.50	39,964,050	
鹿島建設	113,900	3,168.00	360,835,200	
きんでん	45,000	3,410.00	153,450,000	
味の素	81,700	6,080.00	496,736,000	
ニチレイ	48,000	3,668.00	176,064,000	
旭化成	363,100	1,109.50	402,859,450	
信越化学工業	125,800	4,452.00	560,061,600	
東京応化工業	44,000	3,389.00	149,116,000	
花王	60,500	6,558.00	396,759,000	
日本ペイントホールディングス	118,100	1,167.00	137,822,700	
協和キリン	70,800	2,175.50	154,025,400	
武田薬品工業	55,400	4,545.00	251,793,000	
第一三共	137,000	3,715.00	508,955,000	
ブリヂストン	45,500	6,143.00	279,506,500	
住友金属鉱山	34,000	3,500.00	119,000,000	
住友電気工業	170,400	2,784.00	474,393,600	
アマダ	51,300	1,545.00	79,258,500	
ディスコ	7,100	34,290.00	243,459,000	
ホシザキ	21,900	6,316.00	138,320,400	
I H I	32,100	10,905.00	350,050,500	
日立製作所	220,700	3,761.00	830,052,700	
富士電機	19,700	6,723.00	132,443,100	
富士通	64,100	2,990.50	191,691,050	
ルネサスエレクトロニクス	160,700	2,330.00	374,431,000	
パナソニック ホールディングス	165,700	1,850.50	306,627,850	
ソニーグループ	405,500	3,766.00	1,527,113,000	
アズビル	239,600	1,205.00	288,718,000	
アドバンテスト	26,700	7,732.00	206,444,400	
キーエンス	6,900	61,100.00	421,590,000	
浜松ホトニクス	65,700	1,526.00	100,258,200	
村田製作所	104,400	2,483.50	259,277,400	
東京エレクトロン	28,500	22,310.00	635,835,000	

豊田自動織機	14,700	13,585.00	199,699,500	
デンソー	151,000	2,012.00	303,812,000	
川崎重工業	34,700	9,384.00	325,624,800	
トヨタ自動車	266,100	2,882.50	767,033,250	
スズキ	306,300	1,894.00	580,132,200	
シマノ	3,100	22,495.00	69,734,500	
テルモ	187,600	2,811.00	527,343,600	
HOYA	13,400	17,760.00	237,984,000	
任天堂	26,400	10,765.00	284,196,000	
大阪瓦斯	49,600	3,437.00	170,475,200	
東日本旅客鉄道	181,200	3,029.00	548,854,800	
S Gホールディングス	116,800	1,578.50	184,368,800	
商船三井	25,200	5,492.00	138,398,400	
オービック	40,300	4,337.00	174,781,100	
日本電信電話	5,618,100	147.50	828,669,750	
KDDI	18,800	4,797.00	90,183,600	
光通信	5,900	39,410.00	232,519,000	
SCSK	75,800	3,792.00	287,433,600	
ソフトバンクグループ	21,900	8,233.00	180,302,700	
神戸物産	47,200	3,439.00	162,320,800	
伊藤忠商事	129,900	7,119.00	924,758,100	
三井物産	240,000	2,954.50	709,080,000	
ミスミグループ本社	115,700	2,587.00	299,315,900	
コスモス薬品	42,600	7,438.00	316,858,800	
セブン&アイ・ホールディングス	141,800	2,215.50	314,157,900	
パン・パシフィック・インターナショナル ホールディングス	73,700	4,205.00	309,908,500	
しまむら	18,700	8,375.00	156,612,500	
楽天銀行	41,800	6,632.00	277,217,600	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	272,100	2,163.50	588,688,350	
りそなホールディングス	247,400	1,393.00	344,628,200	
三井住友フィナンシャルグループ	399,000	3,987.00	1,590,813,000	
東京海上ホールディングス	184,800	5,925.00	1,094,940,000	
T & Dホールディングス	126,100	3,191.00	402,385,100	
オリックス	111,200	3,217.00	357,730,400	
三井不動産	277,700	1,411.00	391,834,700	
総合警備保障	248,300	1,148.00	285,048,400	
リクルートホールディングス	67,200	8,305.00	558,096,000	
合 計	13,094,800		25,962,852,650	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)		
	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	300,061,513	358,491,362
株式	9,210,088,680	8,895,741,650
未収入金	21,966,074	66,066,177
未収配当金	24,182,140	29,580,800
未収利息	634	4,766
流動資産合計	9,556,299,041	9,349,884,755
資産合計	9,556,299,041	9,349,884,755
負債の部		
流動負債		
未払金	-	41,783,038
未払解約金	36,520,192	31,840,917
流動負債合計	36,520,192	73,623,955
負債合計	36,520,192	73,623,955
純資産の部		
元本等		
元本	878,873,085	790,888,293
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	8,640,905,764	8,485,372,507
元本等合計	9,519,778,849	9,276,260,800
純資産合計	9,519,778,849	9,276,260,800
負債純資産合計	9,556,299,041	9,349,884,755

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

（貸借対照表に関する注記）

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
1. 期首	2023年 3月28日	2024年 3月26日
期首元本額	1,004,342,553円	878,873,085円
期首からの追加設定元本額	107,588,116円	165,499,473円
期首からの一部解約元本額	233,057,584円	253,484,265円
元本の内訳 ※		
GW7つの卵	419,327,088円	384,779,999円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	13,832,227円	10,078,604円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	14,806,289円	13,180,760円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	153,830,822円	127,484,158円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	55,436,278円	44,360,661円
グローバル・ラップ・バランス 超積極型	49,737,105円	40,599,927円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	10,271,298円	9,745,494円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	21,824,608円	20,266,281円

年金積立	グローバル・ラップ・バランス（成長型）	29,573,406円	28,150,769円
年金積立	グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	53,888,291円	52,610,182円
年金積立	グローバル・ラップ・バランス（積極型）	56,345,673円	59,631,458円
	計	878,873,085円	790,888,293円
2.	受益権の総数	878,873,085口	790,888,293口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額
（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
（2024年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,763,872,900
合計	1,763,872,900

（2025年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	151,738,714
合計	151,738,714

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年 3月25日現在		2025年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	10.8318円	1口当たり純資産額	11.7289円
(1万口当たり純資産額)	(108,318円)	(1万口当たり純資産額)	(117,289円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
五洋建設	352,500	727.20	256,338,000	
九電工	23,200	4,843.00	112,357,600	
高砂熱学工業	14,200	5,746.00	81,593,200	
やまみ	43,100	3,740.00	161,194,000	
わらべや日洋ホールディングス	52,000	2,214.00	115,128,000	
グンゼ	17,500	5,350.00	93,625,000	
オンワードホールディングス	166,400	555.00	92,352,000	
日産化学	32,600	4,616.00	150,481,600	
関東電化工業	186,700	917.00	171,203,900	
東京応化工業	29,100	3,389.00	98,619,900	
ダイセル	147,600	1,379.50	203,614,200	
黒崎播磨	32,700	2,750.00	89,925,000	
ニチハ	32,600	3,090.00	100,734,000	
RS Technologies	40,600	3,050.00	123,830,000	
ジーテクト	51,200	1,796.00	91,955,200	
東プレ	24,200	2,020.00	48,884,000	
オーエスジー	53,100	1,713.00	90,960,300	
NITTOKU	66,100	2,181.00	144,164,100	
ナブテスコ	57,200	2,493.50	142,628,200	
日精エー・エス・ビー機械	35,800	5,140.00	184,012,000	
月島ホールディングス	93,200	1,713.00	159,651,600	
タダノ	49,500	1,156.00	57,222,000	
ダイヘン	28,800	6,910.00	199,008,000	
ミマキエンジニアリング	27,300	1,642.00	44,826,600	
日東工業	28,300	3,300.00	93,390,000	
アルバック	24,100	5,481.00	132,092,100	
日本信号	98,500	913.00	89,930,500	
エレコム	53,900	1,679.00	90,498,100	
日本光電工業	90,800	2,066.50	187,638,200	
オプテックスグループ	62,200	1,768.00	109,969,600	
武蔵精密工業	45,600	2,871.00	130,917,600	
パラマウントベッドホールディングス	32,600	2,587.00	84,336,200	

前田工織	191,700	1,934.00	370,747,800	
エフオン	138,500	350.00	48,475,000	
SBSホールディングス	53,900	2,942.00	158,573,800	
山九	23,800	6,352.00	151,177,600	
福山通運	35,600	3,845.00	136,882,000	
三菱総合研究所	24,400	4,975.00	121,390,000	
くふうカンパニーホールディングス	190,500	195.00	37,147,500	
ラクスル	81,600	1,088.00	88,780,800	
フューチャー	96,700	1,810.00	175,027,000	
シーイーシー	38,600	2,345.00	90,517,000	
マクニカホールディングス	20,400	1,937.50	39,525,000	
キヤノンマーケティングジャパン	24,900	5,162.00	128,533,800	
阪和興業	14,500	5,220.00	75,690,000	
岩谷産業	22,400	1,557.00	34,876,800	
トラスコ中山	66,700	2,052.00	136,868,400	
J. フロント リテイリング	105,300	1,888.00	198,806,400	
トレジャー・ファクトリー	108,500	1,832.00	198,772,000	
エターナルホスピタリティグループ	35,300	2,661.00	93,933,300	
コスモス薬品	19,400	7,438.00	144,297,200	
JMホールディングス	19,900	2,403.00	47,819,700	
サイゼリヤ	23,900	4,390.00	104,921,000	
Genky DrugStores	45,800	2,944.00	134,835,200	
西日本フィナンシャルホールディングス	116,100	2,148.00	249,382,800	
武蔵野銀行	76,700	3,335.00	255,794,500	
スター・マイカ・ホールディングス	89,600	922.00	82,611,200	
トーセイ	72,900	2,441.00	177,948,900	
コシダカホールディングス	85,700	1,057.00	90,584,900	
学情	63,600	1,796.00	114,225,600	
タカミヤ	215,500	405.00	87,277,500	
イオンファンタジー	51,800	2,685.00	139,083,000	
サイバーエージェント	147,500	1,293.00	190,717,500	
LITALICO	124,400	1,108.00	137,835,200	
リログループ	131,900	1,931.50	254,764,850	
TREホールディングス	26,100	1,672.00	43,639,200	
INFORICH	21,100	3,895.00	82,184,500	
カナモト	60,700	3,260.00	197,882,000	
丹青社	123,800	1,140.00	141,132,000	
合 計	4,882,900		8,895,741,650	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

日本債券グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	657,651,099	435,515,704
国債証券	11,340,631,334	13,404,179,894
社債券	7,706,594,660	6,946,853,430
未収入金	370,012,580	1,723,822,000
未収利息	26,306,480	32,588,060
前払費用	3,712,344	8,783,247
流動資産合計	20,104,908,497	22,551,742,335
資産合計	20,104,908,497	22,551,742,335
負債の部		
流動負債		
未払金	368,820,800	1,743,412,000
流動負債合計	368,820,800	1,743,412,000
負債合計	368,820,800	1,743,412,000
純資産の部		
元本等		
元本	14,658,039,185	16,049,512,376
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	5,078,048,512	4,758,817,959
元本等合計	19,736,087,697	20,808,330,335
純資産合計	19,736,087,697	20,808,330,335
負債純資産合計	20,104,908,497	22,551,742,335

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
1. 期首	2023年 3月28日	2024年 3月26日
期首元本額	116,998,058,342円	14,658,039,185円
期首からの追加設定元本額	5,853,558,762円	7,872,231,301円
期首からの一部解約元本額	108,193,577,919円	6,480,758,110円
元本の内訳 ※		
GW7つの卵	6,691,248,326円	7,473,349,772円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	790,253,098円	684,094,160円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	584,405,032円	605,042,857円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	2,458,444,286円	2,534,142,756円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	90,955,863円	143,133,199円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	766,678,484円	799,158,989円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	1,228,549,934円	1,341,954,885円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	1,119,538,777円	1,255,071,754円

年金積立	グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	835,448,696円	1,021,872,987円
年金積立	グローバル・ラップ・バランス（積極型）	92,516,689円	191,691,017円
	計	14,658,039,185円	16,049,512,376円
2.	受益権の総数	14,658,039,185口	16,049,512,376口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額
（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
（2024年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△242,172,226
社債券	23,642,480
合計	△218,529,746

（2025年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△504,267,952
社債券	△81,573,370
合計	△585,841,322

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2024年 3月25日現在		2025年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	1.3464円	1口当たり純資産額	1.2965円
(1万口当たり純資産額)	(13,464円)	(1万口当たり純資産額)	(12,965円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第１４回利付国債（４０年）	140,000,000	76,654,200	
	第１５回利付国債（４０年）	140,000,000	84,537,600	
	第１６回利付国債（４０年）	150,000,000	99,265,500	
	第１７回利付国債（４０年）	200,000,000	173,116,000	
	第３６６回利付国債（１０年）	200,000,000	185,616,000	
	第３６７回利付国債（１０年）	500,000,000	461,945,000	
	第３７７回利付国債（１０年）	2,200,000,000	2,130,348,000	
	第５３回利付国債（３０年）	150,000,000	105,909,000	
	第５７回利付国債（３０年）	340,000,000	246,901,200	
	第６３回利付国債（３０年）	550,000,000	348,595,500	
	第６８回利付国債（３０年）	610,000,000	397,396,700	
	第７０回利付国債（３０年）	230,000,000	152,312,900	
	第８４回利付国債（３０年）	370,000,000	336,592,700	
	第８５回利付国債（３０年）	690,000,000	655,831,200	
	第１５９回利付国債（２０年）	100,000,000	87,903,000	
	第１６３回利付国債（２０年）	430,000,000	369,825,800	
	第１６８回利付国債（２０年）	400,000,000	324,912,000	
	第１７３回利付国債（２０年）	400,000,000	315,144,000	
	第１７５回利付国債（２０年）	220,000,000	174,141,000	
	第１８０回利付国債（２０年）	430,000,000	348,880,500	
	第１８９回利付国債（２０年）	50,000,000	47,396,000	
	第１９０回利付国債（２０年）	780,000,000	725,563,800	
	第１９１回利付国債（２０年）	520,000,000	498,820,400	
	第１２７６回国庫短期証券	400,000,000	398,646,500	
	第１２７８回国庫短期証券	140,000,000	139,972,928	
	第１２８４回国庫短期証券	880,000,000	879,673,520	
	第１２９０回国庫短期証券	1,300,000,000	1,299,156,400	
	第１２９２回国庫短期証券	650,000,000	649,634,546	
	第１２９４回国庫短期証券	1,600,000,000	1,590,272,000	
	第１９回ポーランド共和国円貨債券（２０２４）	100,000,000	99,216,000	
国債証券 合計		14,870,000,000	13,404,179,894	

社債券	第17回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付非上位円貨社債（2023）	100,000,000	99,624,000	
	第24回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付非上位円貨社債（2024）	100,000,000	99,433,500	
	第7回エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー期限前償還条項付円貨社債（2022）	100,000,000	100,107,100	
	第13回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー期限前償還条項付円貨社債（2024）	100,000,000	97,872,100	
	第2回積水ハウス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	99,065,900	
	第4回住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）	100,000,000	98,433,800	
	第1回日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）	100,000,000	99,223,500	
	第1回横浜冷凍株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）（サステナビリティボンド）	100,000,000	93,838,500	
	第6回日鉄興和不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	97,192,000	
	第7回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	100,000,000	97,231,000	
	第10回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	100,000,000	98,922,000	
	第2回ヒューリック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100,034,100	
	第3回ヒューリック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	98,583,700	
	第7回ヒューリック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	99,604,700	
	第2回株式会社オープンハウスグループ無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,896,000	
	第1回東急不動産HD株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	99,779,300	
	第1回いすゞリーシングサービス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,351,000	
	第6回株式会社FOOD & LIFE COMPANIES無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,088,000	
	第7回株式会社マクロミル無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	94,630,000	
	第4回株式会社レゾナック・ホールディングス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,063,000	
	第3回住友化学株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	103,885,300	
	第22回UBE株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,132,000	
	第2回武田薬品工業株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	98,806,200	
	第6回荒川化学工業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,140,000	
	第2回コスモエネルギーホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,121,000	
	第4回日本製鉄株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	98,216,100	
	第72回株式会社神戸製鋼所無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,046,000	
	第4回DMG森精機株式会社利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）	100,000,000	97,514,700	

第1回パナソニック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	98,744,600	
第3回パナソニック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	92,065,800	
第1回KYB株式会社無担保社債（社債間限定同等特約付）	100,000,000	98,594,000	
第1回日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）	100,000,000	97,186,200	
第1回明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）	100,000,000	91,441,400	
第2回NISHA株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,131,000	
第1回丸紅株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	99,321,200	
第7回三菱商事株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	98,429,200	
第7回イオン株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	95,335,500	
第25回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付）	100,000,000	99,381,400	
第4回東京センチュリー株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	196,742,200	
第37回SBIホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,708,000	
第66回アイフル株式会社無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）	100,000,000	99,401,000	
第69回アイフル株式会社無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,101,000	
第24回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,798,000	
第5回オリックス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	98,711,700	
第6回オリックス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	97,363,700	
第1回三菱HCキャピタル株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	98,335,700	
第3回株式会社大和証券グループ本社任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付）	100,000,000	98,355,500	
第2回野村ホールディングス株式会社無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100,655,030	
第1回株式会社SBI証券無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	99,848,000	
第4回第一生命ホールディングス株式会社利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約付）	100,000,000	90,052,600	
第1回東京海上日動火災保険株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	95,969,700	
第5回三井住友海上火災保険株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	93,618,000	
第1回T&Dホールディングス利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	97,406,000	
第14回京阪神ビルディング株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）	100,000,000	96,555,000	
第2回西日本鉄道株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	95,757,700	
第127回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債（グリーンボンド・近畿日本鉄道株式会社保証付および特定社債間限定同順位特約付）	100,000,000	97,703,000	

第1回日本航空株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	97,750,500	
第5回株式会社ヤマタネ無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,294,000	
第21回ソフトバンク株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	97,330,000	
第26回ソフトバンク株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	97,721,000	
第30回株式会社光通信無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	91,504,000	
第36回株式会社光通信無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	88,388,000	
第1回東北電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（一般担保無・劣後特約付）	100,000,000	99,714,800	
第6回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	100,000,000	97,443,000	
第7回株式会社イチネンホールディングス無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,470,000	
第4回ソフトバンクグループ株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100,355,800	
第61回ソフトバンクグループ株式会社無担保社債	100,000,000	97,852,000	
第1回A号明治安田生命保険相互会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）	100,000,000	98,481,900	
第1回大樹生命保険株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）	100,000,000	98,634,600	
第4回A号日本生命保険相互会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）	100,000,000	98,367,200	
社債券 合計	7,100,000,000	6,946,853,430	
合計	21,970,000,000	20,351,033,324	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

北米株式グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)		
	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	116,793,329	118,489,072
コール・ローン	1,461,617	3,515,816
株式	34,000,143,561	29,713,935,705
投資証券	214,078,415	246,537,578
派生商品評価勘定	27,101	-
未収入金	215,211,733	-
未収配当金	22,794,565	19,688,965
未収利息	3	46
流動資産合計	34,570,510,324	30,102,167,182
資産合計	34,570,510,324	30,102,167,182
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	170,943	11,181

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
未払金	107,377,720	9,946,954
未払解約金	124,872,555	1,846,472
流動負債合計	232,421,218	11,804,607
負債合計	232,421,218	11,804,607
純資産の部		
元本等		
元本	3,897,763,400	3,017,617,335
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	30,440,325,706	27,072,745,240
元本等合計	34,338,089,106	30,090,362,575
純資産合計	34,338,089,106	30,090,362,575
負債純資産合計	34,570,510,324	30,102,167,182

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
1. 期首	2023年 3月28日	2024年 3月26日
期首元本額	3,725,135,504円	3,897,763,400円
期首からの追加設定元本額	1,848,559,400円	338,202,400円
期首からの一部解約元本額	1,675,931,504円	1,218,348,465円
元本の内訳 ※		
GW7つの卵	1,219,148,405円	835,379,496円
北米株式ファンド（適格機関投資家専用）	1,382,012,755円	1,297,072,276円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	32,167,430円	19,469,543円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	36,634,376円	27,094,221円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	431,223,709円	283,271,333円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	157,655,503円	100,855,524円
グローバル・ラップ・バランス 超積極型	165,234,719円	98,906,564円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	19,121,166円	14,961,719円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	52,231,771円	37,231,333円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	77,263,586円	54,867,993円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	156,259,413円	114,227,577円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	168,810,567円	134,279,756円
計	3,897,763,400円	3,017,617,335円
2. 受益権の総数	3,897,763,400口	3,017,617,335口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（2024年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	8,308,383,048
投資証券	21,729,372
合計	8,330,112,420

（2025年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,024,635,299
投資証券	19,079,275
合計	3,043,714,574

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

(2024年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,233,570	—	3,210,060	△23,510
	米ドル	3,233,570	—	3,210,060	△23,510
	売建	128,106,125	—	128,226,457	△120,332
	米ドル	124,872,555	—	125,018,424	△145,869
	加ドル	3,233,570	—	3,208,033	25,537
合計		131,339,695	—	131,436,517	△143,842

(2025年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,806,762	—	1,817,943	△11,181
	米ドル	1,806,762	—	1,817,943	△11,181
合計		1,806,762	—	1,817,943	△11,181

(注) 1.時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2024年 3月25日現在		2025年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	8.8097円	1口当たり純資産額	9.9716円
(1万口当たり純資産額)	(88,097円)	(1万口当たり純資産額)	(99,716円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHENIERE ENERGY INC	1,494	233.59	348,983.46	
	CHEVRON CORP	11,184	165.02	1,845,583.68	

CONOCOPHILLIPS	8,838	102.19	903,155.22
EOG RESOURCES INC	5,889	128.27	755,382.03
MARATHON PETROLEUM CORP	1,293	148.68	192,243.24
TC ENERGY CORP	38,310	49.27	1,887,533.70
CROWN HOLDINGS INC	12,374	88.39	1,093,737.86
INTERNATIONAL PAPER CO	21,234	52.83	1,121,792.22
3M CO	19,344	153.15	2,962,533.60
DEERE & CO	3,503	479.96	1,681,299.88
EATON CORP PLC	5,733	302.84	1,736,181.72
FERGUSON ENTERPRISES INC	8,698	164.47	1,430,560.06
GENERAL ELECTRIC CO	9,787	210.23	2,057,521.01
HOWMET AEROSPACE INC	14,242	136.10	1,938,336.20
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	6,880	210.71	1,449,684.80
TRANE TECHNOLOGIES PLC	5,152	357.60	1,842,355.20
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	11,108	105.17	1,168,228.36
TFI INTERNATIONAL INC	9,012	84.22	758,990.64
UNION PACIFIC CORP	5,277	235.20	1,241,150.40
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	9,634	115.80	1,115,617.20
GILDAN ACTIVEWEAR INC	10,714	45.55	488,022.70
NIKE INC -CL B	13,995	67.39	943,123.05
ARAMARK	26,504	34.16	905,376.64
BOOKING HOLDINGS INC	288	4,709.72	1,356,399.36
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	13,453	49.60	667,268.80
DOORDASH INC - A	5,016	198.98	998,083.68
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	1,061	246.49	261,525.89
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	4,480	232.56	1,041,868.80
MCDONALD'S CORP	6,655	305.67	2,034,233.85
ALPHABET INC-CL C	46,647	169.93	7,926,724.71
ATLANTA BRAVES HOLDINGS IN-C	11,115	39.57	439,876.12
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	23,005	88.98	2,046,984.90
META PLATFORMS INC-CLASS A	10,186	618.85	6,303,606.10
NETFLIX INC	2,560	971.99	2,488,294.40
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	1,370	604.71	828,452.70
AMAZON.COM INC	39,296	203.26	7,987,304.96
BURLINGTON STORES INC	4,200	248.55	1,043,910.00
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	1,138	1,362.74	1,550,798.12
CONSTELLATION BRANDS INC-A	8,311	180.28	1,498,307.08
PROCTER & GAMBLE CO	33,571	165.65	5,561,036.15
ABBOTT LABORATORIES	10,941	127.21	1,391,804.61
ALIGN TECHNOLOGY INC	2,009	170.37	342,273.33
BOSTON SCIENTIFIC CORP	9,515	102.67	976,905.05
DEXCOM INC	7,073	75.32	532,738.36

INTUITIVE SURGICAL INC	718	508.58	365,160.44
LANTHEUS HOLDINGS INC	6,104	99.44	606,981.76
MCKESSON CORP	1,504	660.86	993,933.44
UNITEDHEALTH GROUP INC	5,054	516.50	2,610,391.00
ABBVIE INC	2,181	209.17	456,199.77
AMGEN INC	1,581	314.38	497,034.78
ARGENX SE - ADR	994	607.95	604,302.30
ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	16,882	74.09	1,250,787.38
AVIDITY BIOSCIENCES INC	6,048	33.30	201,398.40
DANAHER CORP	5,229	212.80	1,112,731.20
ELI LILLY & CO	3,928	864.90	3,397,327.20
JOHNSON & JOHNSON	19,639	163.29	3,206,852.31
VAXCYTE INC	4,840	73.82	357,288.80
VERONA PHARMA PLC - ADR	2,203	66.78	147,116.34
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	3,393	511.74	1,736,333.82
JPMORGAN CHASE & CO	21,243	248.06	5,269,538.58
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	9,341	148.40	1,386,204.40
ARES MANAGEMENT CORP-A	8,681	153.75	1,334,703.75
BLACKSTONE INC	10,067	152.08	1,530,989.36
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	12,275	180.86	2,220,056.50
GLOBAL PAYMENTS INC	8,869	99.01	878,119.69
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	5,307	341.74	1,813,614.18
MASTERCARD INC - A	7,441	543.67	4,045,448.47
MORGAN STANLEY	15,039	124.27	1,868,896.53
ONEMAIN HOLDINGS INC	21,145	52.87	1,117,936.15
SCHWAB (CHARLES) CORP	21,194	79.96	1,694,672.24
VISA INC-CLASS A SHARES	12,218	343.87	4,201,403.66
ARTHUR J GALLAGHER & CO	7,453	337.67	2,516,654.51
PROGRESSIVE CORP	13,058	274.00	3,577,892.00
AUTODESK INC	7,228	269.19	1,945,705.32
CADENCE DESIGN SYS INC	3,136	267.15	837,782.40
DATADOG INC-CLASS A	10,087	110.17	1,111,284.79
INTUIT INC	2,626	613.09	1,609,974.34
MICROSOFT CORP	34,310	393.08	13,486,574.80
ORACLE CORP	11,728	154.87	1,816,315.36
SERVICENOW INC	760	849.73	645,794.80
SYNOPSYS INC	2,016	457.77	922,864.32
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,811	574.39	1,040,220.29
APPLE INC	45,466	220.73	10,035,710.18
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3,520	507.70	1,787,104.00
T-MOBILE US INC	9,828	258.96	2,545,058.88
NEXTERA ENERGY INC	5,588	70.07	391,551.16

	SEMPRA	14,848	70.26	1,043,220.48	
	VISTRA CORP	12,904	134.94	1,741,265.76	
	XCEL ENERGY INC	17,918	68.86	1,233,833.48	
	ANALOG DEVICES INC	4,960	212.34	1,053,206.40	
	APPLIED MATERIALS INC	4,217	154.95	653,424.15	
	BROADCOM INC	24,071	191.25	4,603,578.75	
	LAM RESEARCH CORP	16,857	77.99	1,314,677.43	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	10,183	72.76	740,915.08	
	NVIDIA CORP	110,654	121.41	13,434,502.14	
米ドル小計		1,110,434		192,140,323.11 (29,003,581,773)	
加ドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	44,671	44.08	1,969,097.68	
	SUNCOR ENERGY INC	24,641	55.06	1,356,733.46	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	31,031	60.02	1,862,480.62	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	328	4,729.54	1,551,289.12	
加ドル小計		100,671		6,739,600.88 (710,353,932)	
合 計		1,211,105		29,713,935,705 (29,713,935,705)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	7,675	1,633,240.00	
米ドル小計			7,675	1,633,240.00 (246,537,578)	
合計				246,537,578 (246,537,578)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 95銘柄	99.2%	—	96.8%
	投資証券 1銘柄	—	0.8%	0.8%
加ドル	株式 4銘柄	100.0%	—	2.4%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	394,283,917	354,839,209
コール・ローン	19,745,326	19,800,434
株式	14,821,224,990	14,429,893,176
投資証券	145,024,551	103,199,224
派生商品評価勘定	93,566	-
未収入金	15,600,505	-
未収配当金	38,865,375	34,287,236
未収利息	41	263
流動資産合計	15,434,838,271	14,942,019,542
資産合計	15,434,838,271	14,942,019,542
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	36,554	157,622
未払金	-	34,927,805
未払解約金	50,786,694	27,924,604
流動負債合計	50,823,248	63,010,031
負債合計	50,823,248	63,010,031
純資産の部		
元本等		
元本	2,254,596,079	2,055,045,158
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	13,129,418,944	12,823,964,353
元本等合計	15,384,015,023	14,879,009,511
純資産合計	15,384,015,023	14,879,009,511
負債純資産合計	15,434,838,271	14,942,019,542

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
1. 期首	2023年 3月28日	2024年 3月26日
期首元本額	2,776,028,445円	2,254,596,079円
期首からの追加設定元本額	483,640,469円	686,988,634円
期首からの一部解約元本額	1,005,072,835円	886,539,555円
元本の内訳 ※		
GW7つの卵	1,062,043,160円	976,624,903円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	24,881,326円	19,106,283円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	29,638,807円	27,383,265円

		2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	383,010,748円	326,256,729円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	147,446,467円	123,183,836円
	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	209,622,032円	175,974,532円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	13,339,000円	13,139,848円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	39,196,039円	37,769,242円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	60,380,547円	57,923,160円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	133,643,887円	133,528,335円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	151,394,066円	164,155,025円
計		2,254,596,079円	2,055,045,158円
2.	受益権の総数	2,254,596,079口	2,055,045,158口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額
（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
（2024年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,576,969,105
投資証券	△3,648,092
合計	1,573,321,013

（2025年 3月25日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	427,719,306
投資証券	△24,222,397
合計	403,496,909

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2024年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	5,757,842	—	5,721,288	△36,554
	英ポンド	5,757,842	—	5,721,288	△36,554
	売建	56,544,536	—	56,450,970	93,566
	ユーロ	5,757,842	—	5,718,733	39,109
	英ポンド	50,786,694	—	50,732,237	54,457
合計		62,302,378	—	62,172,258	57,012

(2025年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	27,924,604	—	28,082,226	△157,622
	英ポンド	27,924,604	—	28,082,226	△157,622
合計		27,924,604	—	28,082,226	△157,622

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2024年 3月25日現在		2025年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	6.8234円	1口当たり純資産額	7.2402円
(1万口当たり純資産額)	(68,234円)	(1万口当たり純資産額)	(72,402円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	LINDE PLC	5,325	459.09	2,444,654.25	
	RYANAIR HOLDINGS PLC-SP ADR	21,099	46.12	973,085.88	
	AUTOLIV INC	5,242	92.26	483,626.92	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	5,496	246.49	1,354,709.04	
米ドル小計		37,162		5,256,076.09 (793,404,685)	
ユーロ	ENI SPA	66,575	14.06	936,177.65	
	TENARIS SA	39,747	18.32	728,363.77	
	TOTALENERGIES SE	31,661	57.96	1,835,071.56	
	AKZO NOBEL	8,653	59.46	514,507.38	
	SYMRISE AG	8,949	90.00	805,410.00	
	GEA GROUP AG	16,128	57.50	927,360.00	
	LEGRAND SA	8,631	104.70	903,665.70	
	MTU AERO ENGINES AG	3,550	341.50	1,212,325.00	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	13,737	232.00	3,186,984.00	
	THALES SA	3,214	244.70	786,465.80	
	WOLTERS KLUWER	8,320	143.00	1,189,760.00	
	MICHELIN (CGDE)	23,681	33.98	804,680.38	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	3,905	596.30	2,328,551.50	
	AMADEUS IT GROUP SA	21,139	73.30	1,549,488.70	
	SODEXO SA	13,829	61.35	848,409.15	
	SCOUT24 SE	8,819	97.55	860,293.45	
	JERONIMO MARTINS	58,653	19.29	1,131,416.37	
	GLANBIA PLC	42,531	10.35	440,195.85	
	HEINEKEN NV	16,221	75.60	1,226,307.60	
	QIAGEN N.V.	21,947	36.89	809,624.83	
	SANOFI	22,935	103.88	2,382,487.80	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	42,331	19.79	837,730.49	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	105,409	11.40	1,201,662.60	
	BNP PARIBAS	26,800	79.43	2,128,724.00	
	ALLFUNDS GROUP PLC	121,552	5.58	678,260.16	
	DEUTSCHE BOERSE AG	4,733	263.10	1,245,252.30	
	EURONEXT NV	9,661	127.40	1,230,811.40	
	PLUXEE NV	22,713	21.50	488,329.50	
	HANNOVER RUECK SE-REG	2,177	273.50	595,409.50	
	SAMPO OYJ-A SHS	88,680	8.70	771,693.36	

	CAP GEMINI SA	4,952	146.45	725,220.40	
	DASSAULT SYSTEMES SE	27,560	38.35	1,056,926.00	
	CELLNEX TELECOM SA	36,139	32.52	1,175,240.28	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	86,674	9.43	817,769.19	
	KONINKLIJKE KPN NV	256,190	3.78	969,166.77	
	E.ON SE	73,113	13.10	957,780.30	
	IBERDROLA SA	93,764	14.24	1,335,199.36	
	TERNA SPA	77,135	8.05	621,091.02	
	ASML HOLDING NV	4,696	674.60	3,167,921.60	
ユーロ小計		1,527,104		45,411,734.72 (7,405,291,580)	
英ポンド	CRODA INTERNATIONAL PLC	11,331	28.93	327,805.83	
	GLENCORE PLC	220,406	3.02	667,609.77	
	ASHTED GROUP PLC	11,972	44.28	530,120.16	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	202,229	7.90	1,597,609.10	
	WEIR GROUP PLC/THE	27,870	23.86	664,978.20	
	EXPERIAN PLC	32,988	36.23	1,195,155.24	
	BURBERRY GROUP PLC	25,651	8.36	214,442.36	
	COMPASS GROUP PLC	38,148	24.36	929,285.28	
	WHITBREAD PLC	19,802	25.44	503,762.88	
	NEXT PLC	8,964	97.88	877,396.32	
	TESCO PLC	271,906	3.25	885,869.74	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	46,591	31.52	1,468,548.32	
	DIAGEO PLC	44,484	20.51	912,589.26	
	CONVATEC GROUP PLC	299,870	2.56	769,466.42	
	BARCLAYS PLC	395,832	3.03	1,201,745.95	
	NATWEST GROUP PLC	292,545	4.62	1,353,605.71	
	IG GROUP HOLDINGS PLC	89,321	9.54	852,122.34	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	11,302	112.20	1,268,084.40	
	BEAZLEY PLC/UK	159,675	8.68	1,386,777.37	
	HISCOX LTD	72,563	11.57	839,553.91	
	NATIONAL GRID PLC	127,228	9.67	1,230,549.21	
英ポンド小計		2,410,678		19,677,077.77 (3,836,636,623)	
スイスフラン	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	9,354	162.10	1,516,283.40	
	NESTLE SA-REG	32,183	89.60	2,883,596.80	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	8,496	304.20	2,584,483.20	
	UBS GROUP AG-REG	35,779	29.09	1,040,811.11	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	2,038	611.60	1,246,440.80	
スイスフラン小計		87,850		9,271,615.31 (1,585,353,501)	
スウェーデンク ローナ	TELE2 AB-B SHS	70,587	131.85	9,306,895.95	
		70,587		9,306,895.95	

スウェーデンクローナ小計				(139,231,163)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	23,596	241.90	5,707,872.40	
ノルウェークローネ小計		23,596		5,707,872.40	(81,850,890)
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	10,042	397.60	3,992,699.20	
	NOVO NORDISK A/S-B	39,399	521.70	20,554,458.30	
	DANSKE BANK A/S	10,177	231.60	2,356,993.20	
デンマーククローネ小計		59,618		26,904,150.70	(588,124,734)
合 計		4,216,595		14,429,893,176	(14,429,893,176)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
英ポンド	投資証券	BIG YELLOW GROUP PLC	22,532	205,942.48	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	54,070	323,338.60	
英ポンド小計			76,602	529,281.08 (103,199,224)	
合計				103,199,224 (103,199,224)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 4銘柄	100.0%	—	5.5%
ユーロ	株式 39銘柄	100.0%	—	50.9%
英ポンド	株式 21銘柄	97.4%	—	26.4%
	投資証券 2銘柄	—	2.6%	0.7%
スイスフラン	株式 5銘柄	100.0%	—	10.9%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	100.0%	—	1.0%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.0%	—	0.6%
デンマーククローネ	株式 3銘柄	100.0%	—	4.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
預金	738,509	12,344,770
コール・ローン	105,428,032	45,189,244
株式	5,032,520,312	4,344,706,836
投資証券	-	73,436,000
未収配当金	41,840,795	35,382,660
未収利息	223	600
流動資産合計	5,180,527,871	4,511,060,110
資産合計	5,180,527,871	4,511,060,110
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	17,113
未払解約金	153,293	455,327
流動負債合計	153,293	472,440
負債合計	153,293	472,440
純資産の部		
元本等		
元本	442,999,310	356,460,713
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	4,737,375,268	4,154,126,957
元本等合計	5,180,374,578	4,510,587,670
純資産合計	5,180,374,578	4,510,587,670
負債純資産合計	5,180,527,871	4,511,060,110

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
1. 期首	2023年 3月28日	2024年 3月26日
期首元本額	428,111,379円	442,999,310円
期首からの追加設定元本額	127,191,746円	81,802,089円
期首からの一部解約元本額	112,303,815円	168,340,686円
元本の内訳 ※		
GW7つの卵	201,134,007円	164,590,831円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	5,411,914円	3,587,014円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	6,742,358円	5,300,285円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	74,229,312円	55,541,992円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	33,161,220円	24,085,546円
グローバル・ラップ・バランス 超積極型	39,211,642円	28,047,997円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	2,849,481円	2,357,415円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	8,528,970円	6,987,573円

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	13,259,192円	11,393,954円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	25,323,058円	22,506,363円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	33,148,156円	32,061,743円
計	442,999,310円	356,460,713円
2. 受益権の総数	442,999,310口	356,460,713口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額
（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（2024年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	118,507,456
合計	118,507,456

（2025年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	267,987,108
投資証券	△11,004,064

合計	256,983,044
----	-------------

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（2024年 3月25日現在）

該当事項はありません。

（2025年 3月25日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,331,931	—	2,349,044	△17,113
	豪ドル	2,331,931	—	2,349,044	△17,113
合計		2,331,931	—	2,349,044	△17,113

（注）1.時価の算定方法

- (1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ①同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ②同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- (3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 2.換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

2024年 3月25日現在		2025年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	11.6939円	1口当たり純資産額	12.6538円
(1万口当たり純資産額)	(116,939円)	(1万口当たり純資産額)	(126,538円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	GRAB HOLDINGS LTD - CL A	125,027	4.62	577,624.74	
米ドル小計		125,027		577,624.74 (87,192,454)	
豪ドル	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	38,010	23.06	876,510.60	
	BHP GROUP LTD	75,631	39.32	2,973,810.92	
	BLUESCOPE STEEL LTD	29,010	22.74	659,687.40	
	INCITEC PIVOT LTD	214,403	2.74	587,464.22	

	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC-CDI	18,302	40.00	732,080.00	
	NEWMONT CORP-CDI	7,960	75.22	598,751.20	
	RIO TINTO LTD	10,579	119.10	1,259,958.90	
	BRAMBLES LTD	66,978	20.34	1,362,332.52	
	COMPUTERSHARE LTD	15,844	39.64	628,056.16	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	19,733	66.89	1,319,940.37	
	SEEK LTD	40,034	23.24	930,390.16	
	COLES GROUP LTD	39,399	19.06	750,944.94	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	41,469	29.43	1,220,432.67	
	COCHLEAR LTD	3,041	266.04	809,027.64	
	RESMED INC-CDI	27,810	34.88	970,012.80	
	CSL LTD	10,701	253.33	2,710,884.33	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	47,321	29.53	1,397,389.13	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	13,056	147.63	1,927,457.28	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	54,442	33.91	1,846,128.22	
	WESTPAC BANKING CORP	61,511	31.27	1,923,448.97	
	CHALLENGER LTD	93,976	5.82	546,940.32	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	232,433	4.42	1,027,353.86	
	SUNCORP GROUP LTD	49,647	19.03	944,782.41	
	TELSTRA GROUP LTD	288,923	4.15	1,199,030.45	
	PEXA GROUP LTD	40,446	11.72	474,027.12	
豪ドル小計		1,540,659		29,676,842.59 (2,815,145,288)	
ニュージーランドドル	SPARK NEW ZEALAND LTD	217,917	1.98	431,475.66	
	CONTACT ENERGY LIMITED	24,765	8.60	212,979.00	
ニュージーランドドル小計		242,682		644,454.66 (55,674,438)	
香港ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	48,500	95.10	4,612,350.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	118,000	32.45	3,829,100.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	101,500	29.80	3,024,700.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	25,800	360.20	9,293,160.00	
	AIA GROUP LTD	229,800	60.15	13,822,470.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	230,000	6.61	1,520,300.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	139,600	17.06	2,381,576.00	
香港ドル小計		893,200		38,483,656.00 (747,352,599)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	47,790	45.49	2,173,967.10	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	86,170	17.06	1,470,060.20	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	75,000	13.08	981,000.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	306,720	3.41	1,045,915.20	
シンガポールドル小計		515,680		5,670,942.50 (639,342,057)	
		3,317,248		4,344,706,836	

合 計			(4,344,706,836)	
-----	--	--	-----------------	--

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
豪ドル	投資証券	GOODMAN GROUP	24,757	774,151.39	
豪ドル小計			24,757	774,151.39 (73,436,000)	
合計				73,436,000 (73,436,000)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 1銘柄	100.0%	—	2.0%
豪ドル	株式 25銘柄	97.5%	—	63.6%
	投資証券 1銘柄	—	2.5%	1.7%
ニュージーランドドル	株式 2銘柄	100.0%	—	1.3%
香港ドル	株式 7銘柄	100.0%	—	16.9%
シンガポールドル	株式 4銘柄	100.0%	—	14.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

海外債券グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	72,683,415	206,631,072
コール・ローン	10,201,200	11,020,137
国債証券	8,500,464,248	9,132,106,284
地方債証券	411,406,737	185,641,743
特殊債券	373,986,429	487,986,742
社債券	763,755,962	573,313,989
派生商品評価勘定	65,967,398	100,905,842
未収入金	125,051,316	66,726,025
未収利息	60,589,178	75,735,154
前払費用	37,582,614	28,073,428
差入委託証拠金	329,187,157	389,172,885
流動資産合計	10,750,875,654	11,257,313,301
資産合計	10,750,875,654	11,257,313,301
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	71,960,707	104,553,393
未払金	151,382,738	132,405,675
未払解約金	-	19,308,909

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
流動負債合計	223,343,445	256,267,977
負債合計	223,343,445	256,267,977
純資産の部		
元本等		
元本	3,235,277,533	3,313,494,476
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	7,292,254,676	7,687,550,848
元本等合計	10,527,532,209	11,001,045,324
純資産合計	10,527,532,209	11,001,045,324
負債純資産合計	10,750,875,654	11,257,313,301

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	（1）デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 （2）為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
1. 期首	2023年 3月28日	2024年 3月26日
期首元本額	3,253,667,095円	3,235,277,533円
期首からの追加設定元本額	1,024,324,545円	1,460,744,459円
期首からの一部解約元本額	1,042,714,107円	1,382,527,516円
元本の内訳 ※ GW7つの卵	1,653,456,905円	1,707,990,617円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	56,377,736円	46,761,178円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	58,680,200円	58,149,576円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	610,533,069円	574,569,782円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	202,622,497円	186,202,846円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	40,667,318円	41,705,005円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	88,791,520円	92,689,823円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	115,021,555円	122,418,670円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	207,260,886円	233,540,777円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	201,865,847円	249,466,202円
計	3,235,277,533円	3,313,494,476円
2. 受益権の総数	3,235,277,533口	3,313,494,476口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（2024年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	66,305,025
地方債証券	5,251,886
特殊債券	6,126,816
社債券	8,964,765
合計	86,648,492

（2025年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△75,629,763
地方債証券	2,057,163
特殊債券	7,485,249
社債券	11,159,626
合計	△54,927,725

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（債券関連）

（2024年 3月25日現在）

（単位：円）

--	--	--	--	--

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	債券先物取引				
	買建	2,200,246,700	—	2,203,852,336	3,605,636
	売建	1,500,423,911	—	1,510,339,422	△9,915,511
合計		3,700,670,611	—	3,714,191,758	△6,309,875

(2025年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	債券先物取引				
	買建	2,349,484,502	—	2,349,271,628	△212,874
	売建	2,339,640,260	—	2,325,987,001	13,653,259
合計		4,689,124,762	—	4,675,258,629	13,440,385

(注) 1.時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2.債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(通貨関連)

(2024年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	6,341,942,328	—	6,373,107,095	31,164,767
	米ドル	3,504,132,803	—	3,533,323,703	29,190,900
	加ドル	115,808,726	—	116,082,254	273,528
	メキシコペソ	155,555,473	—	159,233,204	3,677,731
	ユーロ	602,486,184	—	604,860,339	2,374,155
	英ポンド	409,319,520	—	410,002,911	683,391
	スイスフラン	236,827,722	—	235,549,433	△1,278,289
	スウェーデンクローナ	159,713,259	—	158,401,007	△1,312,252
	ノルウェークローネ	160,204,779	—	158,864,643	△1,340,136
	デンマーククローネ	7,109,039	—	7,122,960	13,921
	チェココルナ	20,786,633	—	20,820,492	33,859
	ハンガリーフォリント	83,005	—	82,099	△906
	ポーランドズロチ	46,004,441	—	45,945,830	△58,611
	豪ドル	318,833,949	—	321,197,367	2,363,418
	ニュージーランドドル	195,188,109	—	193,569,230	△1,618,879
	シンガポールドル	8,395,625	—	8,406,292	10,667
	イスラエルシェケル	35,267,458	—	35,266,199	△1,259
	南アフリカランド	45,454,648	—	45,448,260	△6,388

	香港・オフショア 人民元	320,770,955	—	318,930,872	△1,840,083
	売建	6,465,592,328	—	6,496,449,047	△30,856,719
	米ドル	3,280,759,525	—	3,314,290,470	△33,530,945
	加ドル	99,843,100	—	100,197,314	△354,214
	メキシコペソ	280,412,449	—	285,132,869	△4,720,420
	ユーロ	765,135,630	—	769,109,097	△3,973,467
	英ポンド	590,039,000	—	589,075,764	963,236
	スイスフラン	287,254,050	—	285,422,564	1,831,486
	スウェーデンク ローナ	172,918,050	—	170,569,182	2,348,868
	ノルウェークロー ネ	90,792,900	—	89,838,271	954,629
	チェココルナ	23,444,605	—	23,434,320	10,285
	ハンガリーフォリ ント	82,693	—	82,099	594
	ポーランドズロチ	14,003,007	—	14,018,012	△15,005
	ルーマニアレイ	2,201,318	—	2,200,286	1,032
	豪ドル	310,973,060	—	312,329,955	△1,356,895
	ニュージーランド ドル	280,220,500	—	274,132,455	6,088,045
	シンガポールドル	15,622,900	—	15,691,745	△68,845
	イスラエルシケ ル	3,725,775	—	3,742,875	△17,100
	南アフリカランド	50,462,240	—	50,875,036	△412,796
	香港・オフショア 人民元	197,701,526	—	196,306,733	1,394,793
	合計	12,807,534,656	—	12,869,556,142	308,048

(2025年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建	4,980,095,762	—	5,053,840,755	73,744,993
	米ドル	2,866,417,249	—	2,902,993,592	36,576,343
	加ドル	71,120,462	—	72,683,286	1,562,824
	メキシコペソ	162,335,531	—	167,291,704	4,956,173
	ユーロ	492,660,746	—	500,672,591	8,011,845
	英ポンド	283,624,762	—	289,489,162	5,864,400
	スイスフラン	134,829,621	—	136,798,148	1,968,527
	スウェーデンク ローナ	96,286,532	—	98,087,088	1,800,556
	ノルウェークロー ネ	40,630,221	—	43,296,496	2,666,275
	デンマーククロー ネ	6,825,250	—	7,101,152	275,902
	チェココルナ	6,276,449	—	6,339,047	62,598
	ハンガリーフォリ ント	4,756,739	—	4,814,210	57,471
	ポーランドズロチ	70,762,177	—	71,811,843	1,049,666
	豪ドル	156,153,263	—	157,823,688	1,670,425
	ニュージーランド ドル	145,733,060	—	148,497,279	2,764,219
	シンガポールドル	35,371,810	—	35,717,308	345,498
	イスラエルシケ ル	36,691,906	—	36,200,527	△491,379

	南アフリカランド	5,180,075	—	5,268,029	87,954
	香港・オフショア 人民元	364,439,909	—	368,955,605	4,515,696
	売建	5,052,987,762	—	5,143,820,691	△90,832,929
	米ドル	2,353,070,513	—	2,387,972,803	△34,902,290
	加ドル	290,048,500	—	289,625,391	423,109
	メキシコペソ	144,491,679	—	148,137,649	△3,645,970
	ユーロ	588,699,235	—	604,516,468	△15,817,233
	英ポンド	167,048,777	—	169,986,210	△2,937,433
	スイスフラン	122,122,250	—	123,973,324	△1,851,074
	スウェーデンク ローナ	387,997,900	—	403,786,860	△15,788,960
	ノルウェークロー ネ	35,746,900	—	37,966,815	△2,219,915
	チェココルナ	8,917,104	—	9,011,902	△94,798
	ハンガリーフォリ ント	17,277,636	—	17,828,899	△551,263
	ポーランドズロチ	26,899,757	—	27,290,060	△390,303
	ルーマニアレイ	34,807,269	—	36,063,831	△1,256,562
	豪ドル	369,371,850	—	373,054,080	△3,682,230
	ニュージーランド ドル	296,770,620	—	301,716,706	△4,946,086
	南アフリカランド	42,986,720	—	43,836,943	△850,223
	香港・オフショア 人民元	166,731,052	—	169,052,750	△2,321,698
	合計	10,033,083,524	—	10,197,661,446	△17,087,936

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(金利関連)

(2024年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	金利先物取引				
	売建	250,899,635	—	250,891,117	8,518
	合計	250,899,635	—	250,891,117	8,518

(注) 1. 時価の算定方法

金利先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 金利先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（2025年 3月25日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

2024年 3月25日現在		2025年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	3.2540円	1口当たり純資産額	3.3201円
(1万口当たり純資産額)	(32,540円)	(1万口当たり純資産額)	(33,201円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	TREASURY BILL-0.0%-25/04/24	1,064,000.00	1,060,266.42	
		TREASURY BILL-0.0%-25/06/10	1,480,000.00	1,466,740.68	
		TSY INFL IX N/B-1.75%-34/01/15	272,000.00	276,432.30	
		US TREASURY N/B-3.75%-26/04/15	1,841,000.00	1,834,337.42	
		US TREASURY N/B-4.25%-26/11/30	831,000.00	833,466.40	
		US TREASURY N/B-4.125%-27/02/28	466,000.00	466,737.21	
		US TREASURY N/B-4.5%-27/04/15	121,000.00	122,105.94	
		US TREASURY N/B-4.375%-27/07/15	966,000.00	973,358.02	
		US TREASURY N/B-4.125%-27/11/15	982,000.00	984,415.72	
		US TREASURY N/B-4.875%-28/10/31	2,823,000.00	2,899,748.90	
		US TREASURY N/B-2.375%-29/05/15	2,414,000.00	2,259,115.33	
		US TREASURY N/B-3.5%-30/01/31	877,000.00	853,806.85	
		US TREASURY N/B-3.375%-33/05/15	45,000.00	42,234.93	
		US TREASURY N/B-4.25%-34/11/15	930,000.00	923,968.95	
		US TREASURY N/B-1.75%-41/08/15	1,283,000.00	858,932.57	
		US TREASURY N/B-3.125%-41/11/15	3,675,000.00	3,035,461.79	
		US TREASURY N/B-3.0%-48/02/15	796,000.00	599,347.40	
		US TREASURY N/B-2.0%-51/08/15	3,937,000.00	2,310,833.96	
	国債証券小計		24,803,000.00	21,801,310.79 (3,290,907,863)	
	地方債証券	OMERS FINANCE TRUST-5.5%-33/11/15	250,000.00	261,524.75	
	地方債証券小計		250,000.00	261,524.75 (39,477,161)	
	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP-4.625%-32/01/15	619,000.00	629,030.26	
		INTL DEVELOPMENT ASSOC-4.5%-35/02/12	337,000.00	337,288.46	
	特殊債券小計		956,000.00	966,318.72 (145,865,810)	

社債券	AMERICAN TOWER CORP-1.3%-25/09/15		155,000.00	152,456.45	
	AMGEN INC-5.15%-28/03/02		60,000.00	60,937.98	
	AT&T INC-1.65%-28/02/01		255,000.00	235,032.48	
	BANK OF AMERICA CORP-5.933%-27/09/15		80,000.00	81,455.60	
	BPCE SA-1.0%-26/01/20		300,000.00	291,759.60	
	CANADIAN IMPERIAL BANK-4.508%-27/09/11		130,000.00	129,747.28	
	CIGNA GROUP/THE-5.685%-26/03/15		155,000.00	155,020.30	
	CISCO SYSTEMS INC-4.8%-27/02/26		95,000.00	95,967.29	
	COLUMBIA PIPELINE HOLDCO-6.055%-26/08/15		65,000.00	65,869.11	
	COREBRIDGE FINANCIAL INC-3.5%-25/04/04		90,000.00	89,956.89	
	DIAMONDBACK ENERGY INC-5.2%-27/04/18		145,000.00	146,570.49	
	ELI LILLY & CO-5.0%-26/02/27		180,000.00	180,007.38	
	ENBRIDGE INC-5.25%-27/04/05		135,000.00	136,449.63	
	ENERGY TRANSFER LP-5.2%-30/04/01		25,000.00	25,139.77	
	EVERSOURCE ENERGY-4.75%-26/05/15		35,000.00	35,023.03	
	INTEL CORP-4.875%-26/02/10		75,000.00	75,092.47	
	JOHN DEERE CAPITAL CORP-4.75%-26/06/08		70,000.00	70,315.84	
	JPMORGAN CHASE & CO-6.07%-27/10/22		80,000.00	81,766.16	
	NEXTERA ENERGY CAPITAL-5.749%-25/09/01		60,000.00	60,275.70	
	ONEOK INC-4.25%-27/09/24		210,000.00	207,701.34	
	PFIZER INVESTMENT ENTER-4.45%-26/05/19		100,000.00	100,041.50	
	PRINCIPAL LFE GLB FND II-1.25%-25/06/23		90,000.00	89,233.74	
	SIEMENS FINANCIERINGSMAT-1.2%-26/03/11		250,000.00	242,621.75	
	SOUTHERN CO-5.5%-29/03/15		95,000.00	97,556.92	
	STATE STREET CORP-5.272%-26/08/03		70,000.00	70,737.52	
	UNITEDHEALTH GROUP INC-1.25%-26/01/15		50,000.00	48,788.30	
	VERALTO CORP-5.5%-26/09/18		100,000.00	101,114.90	
	VERIZON COMMUNICATIONS-2.1%-28/03/22		105,000.00	97,894.86	
社債券小計			3,260,000.00	3,224,534.28 (486,743,449)	
米ドル小計			29,269,000.00	26,253,688.54 (3,962,994,283)	
加ドル	国債証券	CANADA T-BILL-0.0%-25/04/24	1,444,000.00	1,440,736.56	
		CANADA T-BILL-0.0%-25/05/22	966,000.00	961,884.84	
		CANADIAN GOVERNMENT-3.25%-28/09/01	441,000.00	450,141.93	
		CANADIAN GOVERNMENT-3.25%-35/06/01	530,000.00	537,398.80	
		CANADIAN GOVERNMENT-4.0%-41/06/01	345,000.00	379,251.60	
		CANADIAN GOVERNMENT-1.75%-53/12/01	113,000.00	80,878.62	
	国債証券小計			3,839,000.00	3,850,292.35 (405,820,813)

	社債券	ENBRIDGE INC-3.2%-27/06/08	100,000.00	99,689.00	
	社債券小計		100,000.00	99,689.00 (10,507,220)	
加ドル小計			3,939,000.00	3,949,981.35 (416,328,033)	
メキシコ ペソ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT-7.0%-26/09/03	961,000.00	940,879.06	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-5.5%-27/03/04	5,069,500.00	4,789,093.28	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%-29/03/01	2,944,900.00	2,894,284.52	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.5%-33/05/26	2,208,000.00	1,972,020.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-34/11/23	1,452,000.00	1,293,610.01	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%-53/07/31	3,977,100.00	3,213,993.92	
メキシコペソ小計			16,612,500.00	15,103,880.79 (113,762,430)	
ユーロ	国債証券	BELGIUM KINGDOM-2.7%-29/10/22	434,000.00	435,434.37	
		BELGIUM KINGDOM-2.85%-34/10/22	38,000.00	36,754.43	
		BELGIUM KINGDOM-3.1%-35/06/22	231,000.00	226,544.47	
		BELGIUM KINGDOM-3.45%-43/06/22	103,000.00	98,695.93	
		BELGIUM KINGDOM-3.5%-55/06/22	142,000.00	129,488.38	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-2.8%-26/05/31	179,000.00	180,239.03	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-2.5%-27/05/31	777,000.00	780,163.16	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-2.7%-30/01/31	958,000.00	956,304.34	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.45%-34/10/31	625,000.00	629,333.11	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.5%-41/01/31	184,000.00	176,324.44	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.45%-43/07/30	246,000.00	230,201.14	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.9%-52/10/31	251,000.00	161,512.46	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.3%-33/02/15	1,957,000.00	1,911,566.28	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.0%-38/05/15	953,000.00	749,839.46	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.6%-41/05/15	437,000.00	411,207.37	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-0.0%-52/08/15	57,000.00	24,945.48	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-2.55%-27/02/25	575,000.00	576,879.10	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-3.35%-29/07/01	1,396,000.00	1,422,472.34	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-3.0%-29/10/01	380,000.00	381,204.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-3.65%-35/08/01	242,000.00	237,979.65	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-3.85%-40/10/01	840,000.00	802,659.47	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-4.1%-46/04/30	94,000.00	90,808.32	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-4.3%-54/10/01	93,000.00	89,211.62	

	FINNISH GOVERNMENT-2.875%-29/04/15	104,000.00	105,399.11	
	FINNISH GOVERNMENT-3.0%-34/09/15	95,000.00	94,069.85	
	FINNISH GOVERNMENT-2.95%-55/04/15	55,000.00	48,859.52	
	FRANCE (GOVT OF)-2.5%-27/09/24	623,000.00	625,053.40	
	FRANCE (GOVT OF)-2.75%-29/02/25	716,000.00	719,000.04	
	FRANCE (GOVT OF)-2.75%-30/02/25	320,000.00	319,280.31	
	FRANCE (GOVT OF)-3.0%-33/05/25	1,270,000.00	1,247,903.26	
	FRANCE (GOVT OF)-3.6%-42/05/25	563,000.00	545,696.75	
	FRANCE (GOVT OF)-3.25%-55/05/25	529,000.00	453,069.97	
	FRANCE (GOVT OF)-1.75%-66/05/25	33,000.00	18,264.67	
	HELLENIC REPUBLIC-4.125%-54/06/15	220,000.00	213,658.49	
	IRISH TREASURY-0.0%-31/10/18	58,000.00	48,391.14	
	IRISH TREASURY-2.6%-34/10/18	126,000.00	121,183.89	
	IRISH TREASURY-1.5%-50/05/15	68,000.00	46,502.54	
	NETHERLANDS GOVERNMENT-0.0%-27/01/15	194,000.00	186,637.11	
	NETHERLANDS GOVERNMENT-2.5%-30/01/15	299,000.00	298,781.13	
	NETHERLANDS GOVERNMENT-2.5%-34/07/15	42,000.00	40,560.28	
	NETHERLANDS GOVERNMENT-0.0%-38/01/15	328,000.00	220,333.67	
	NETHERLANDS GOVERNMENT-3.25%-44/01/15	103,000.00	103,550.63	
	NETHERLANDS GOVERNMENT-0.0%-52/01/15	121,000.00	52,864.53	
	OBRIGACOES DO TESOURO-3.875%-30/02/15	184,000.00	195,127.76	
	OBRIGACOES DO TESOURO-3.0%-35/06/15	528,000.00	514,900.83	
	REPUBLIC OF AUSTRIA-2.1%-17/09/20	50,000.00	32,786.95	
	REPUBLIC OF AUSTRIA-3.45%-30/10/20	167,000.00	173,340.32	
	REPUBLIC OF AUSTRIA-2.95%-35/02/20	251,000.00	246,974.45	
	REPUBLIC OF AUSTRIA-1.85%-49/05/23	150,000.00	110,090.24	
	REPUBLIC OF CYPRUS-3.25%-31/06/27	360,000.00	367,773.11	
国債証券小計		18,749,000.00	17,889,822.90 (2,917,293,420)	
地方債証券	ONTARIO TEACHERS' FINANC-0.5%-25/05/06	143,000.00	142,701.41	
	ONTARIO TEACHERS' FINANC-0.1%-28/05/19	229,000.00	211,489.51	
地方債証券小計		372,000.00	354,190.92 (57,757,913)	
特殊債券	CDP FINANCIAL INC-1.125%-27/04/06	545,000.00	530,235.95	
	CPPIB CAPITAL INC-0.25%-27/04/06	500,000.00	478,286.50	
	NEDER WATERSCHAPSBANK-2.5%-27/09/13	460,000.00	460,574.54	
	PSP CAPITAL INC-3.25%-34/07/02	250,000.00	248,174.00	
特殊債券小計		1,755,000.00	1,717,270.99 (280,035,380)	
社債券	COMCAST CORP-0.0%-26/09/14	125,000.00	120,292.25	
	ENEL FINANCE INTL NV-0.25%-26/05/28	100,000.00	97,313.80	
	GSK CONSUMER HEALTHCARE-1.25%-26/03/29	100,000.00	98,678.70	
社債券小計		325,000.00	316,284.75 (51,576,554)	

ユーロ小計			21,201,000.00	20,277,569.56 (3,306,663,267)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY-3.75%-27/03/07	129,000.00	127,783.78	
		UK TREASURY-4.375%-28/03/07	203,000.00	203,534.90	
		UK TREASURY-4.375%-30/03/07	712,000.00	712,707.71	
		UK TREASURY-0.75%-33/11/22	222,000.00	226,997.08	
		UK TREASURY-4.5%-35/03/07	278,000.00	273,033.52	
		UK TREASURY-4.375%-40/01/31	254,000.00	236,372.40	
		UK TREASURY-4.75%-43/10/22	315,000.00	297,612.00	
		UK TREASURY-4.375%-54/07/31	345,200.00	296,457.76	
		UK TREASURY-4.0%-63/10/22	116,000.00	92,069.20	
	国債証券小計		2,574,200.00	2,466,568.35 (480,931,496)	
	社債券	NEW YORK LIFE GLOBAL FDG-1.5%-27/07/15	135,000.00	125,586.04	
社債券小計		135,000.00	125,586.04 (24,486,766)		
英ポンド小計			2,709,200.00	2,592,154.39 (505,418,262)	
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT-0.75%-29/11/12	21,690,000.00	20,107,714.50	
		SWEDISH GOVERNMENT-1.75%-33/11/11	1,005,000.00	935,368.57	
スウェーデンクローナ小計			22,695,000.00	21,043,083.07 (314,804,522)	
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT-3.625%-34/04/13	684,000.00	659,035.36	
ノルウェークローネ小計			684,000.00	659,035.36 (9,450,567)	
デンマーククローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMARK-4.5%-39/11/15	608,000.00	732,273.37	
デンマーククローネ小計			608,000.00	732,273.37 (16,007,495)	
ポーランドズロチ	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND-1.75%-32/04/25	160,000.00	124,200.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-6.0%-33/10/25	359,000.00	364,048.43	
ポーランドズロチ小計			519,000.00	488,248.43 (19,059,949)	
ルーマニアレイ	国債証券	ROMANIA GOVERNMENT BOND-6.3%-28/04/26	785,000.00	768,073.41	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-4.85%-29/07/25	310,000.00	282,971.86	
ルーマニアレイ小計			1,095,000.00	1,051,045.27 (34,439,705)	
豪ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.5%-30/05/21	465,000.00	434,835.45	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-35/06/21	167,000.00	144,080.92	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-41/05/21	86,000.00	66,874.46	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-1.75%-51/06/21	1,407,000.00	743,501.01	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.75%-54/06/21	1,654,000.00	1,598,442.14	
	国債証券小計		3,779,000.00	2,987,733.98 (283,416,445)	

	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF-5.25%-34/05/23	350,000.00	356,020.00	
		MANITOBA (PROVINCE OF)-4.85%-34/08/28	190,000.00	186,545.80	
		PROVINCE OF ALBERTA-5.2%-34/05/15	180,000.00	182,503.80	
		PROVINCE OF QUEBEC-5.25%-34/05/02	205,000.00	206,900.35	
	地方債証券小計		925,000.00	931,969.95 (88,406,669)	
	特殊債券	CPPIB CAPITAL INC-5.2%-34/03/04	275,000.00	279,512.75	
		PSP CAPITAL INC-5.25%-35/02/27	370,000.00	374,983.90	
	特殊債券小計		645,000.00	654,496.65 (62,085,552)	
豪ドル小計			5,349,000.00	4,574,200.58 (433,908,666)	
ニュージーランドドル	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.5%-30/05/15	204,000.00	207,976.77	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.5%-35/05/15	1,029,000.00	1,018,820.09	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.25%-36/05/15	285,000.00	273,756.18	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-2.75%-37/04/15	281,000.00	228,084.89	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-2.75%-51/05/15	191,000.00	124,488.64	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-5.0%-54/05/15	565,000.00	547,057.29	
ニュージーランドドル小計			2,555,000.00	2,400,183.86 (207,351,883)	
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOVERNMENT-2.75%-42/04/01	25,000.00	24,995.82	
		SINGAPORE GOVERNMENT-1.875%-51/10/01	38,000.00	31,735.13	
シンガポールドル小計			63,000.00	56,730.95 (6,395,847)	
マレーシアリングット	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT-2.632%-31/04/15	712,000.00	671,487.20	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.502%-27/05/31	490,000.00	491,715.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.844%-33/04/15	335,000.00	337,601.94	
マレーシアリングット小計			1,537,000.00	1,500,804.14 (50,994,022)	
香港・オフショア人民元	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND-1.85%-27/05/15	6,140,000.00	6,168,268.56	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.55%-28/10/15	13,900,000.00	14,323,713.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.91%-29/07/15	4,710,000.00	4,758,927.48	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.6%-30/09/15	5,750,000.00	5,998,359.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.35%-34/02/25	9,420,000.00	9,773,523.18	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.12%-52/10/25	4,930,000.00	5,904,054.61	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.0%-53/10/15	280,000.00	333,045.72	
香港・オフショア人民元小計			45,130,000.00	47,259,893.00 (981,469,827)	
合計				10,379,048,758 (10,379,048,758)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 18銘柄	83.0%	31.6%

	地方債証券	1銘柄	1.0%	0.4%
	特殊債券	2銘柄	3.7%	1.4%
	社債券	28銘柄	12.3%	4.7%
加ドル	国債証券	6銘柄	97.5%	3.9%
	社債券	1銘柄	2.5%	0.1%
メキシコペソ	国債証券	6銘柄	100.0%	1.1%
ユーロ	国債証券	50銘柄	88.2%	28.1%
	地方債証券	2銘柄	1.7%	0.6%
	特殊債券	4銘柄	8.5%	2.7%
	社債券	3銘柄	1.6%	0.5%
英ポンド	国債証券	9銘柄	95.2%	4.6%
	社債券	1銘柄	4.8%	0.2%
スウェーデンクローナ	国債証券	2銘柄	100.0%	3.0%
ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	100.0%	0.1%
デンマーククローネ	国債証券	1銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券	2銘柄	100.0%	0.2%
ルーマニアレイ	国債証券	2銘柄	100.0%	0.3%
豪ドル	国債証券	5銘柄	65.3%	2.7%
	地方債証券	4銘柄	20.4%	0.9%
	特殊債券	2銘柄	14.3%	0.6%
ニュージーランドドル	国債証券	6銘柄	100.0%	2.0%
シンガポールドル	国債証券	2銘柄	100.0%	0.1%
マレーシアリングット	国債証券	3銘柄	100.0%	0.5%
香港・オフショア人民元	国債証券	7銘柄	100.0%	9.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 3月31日現在です。

【年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	1,774,072,146円
II 負債総額	1,052,914円
III 純資産総額（I－II）	1,773,019,232円
IV 発行済口数	927,953,278口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9107円

（参考）

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	25,348,780,975円
II 負債総額	21,635,313円
III 純資産総額（I－II）	25,327,145,662円
IV 発行済口数	5,342,194,765口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.7410円

日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	9,051,957,195円
II 負債総額	23,385,771円
III 純資産総額（I－II）	9,028,571,424円
IV 発行済口数	788,812,986口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	11.4458円

日本債券グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	21,120,922,223円
II 負債総額	194,646,000円
III 純資産総額（I－II）	20,926,276,223円
IV 発行済口数	16,061,257,723口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3029円

北米株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	28,685,467,929円
--------	-----------------

II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	28,685,467,929円
IV 発行済口数	3,017,584,601口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	9.5061円

欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	14,732,113,139円
II 負債総額	24,897,112円
III 純資産総額（I－II）	14,707,216,027円
IV 発行済口数	2,054,595,983口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	7.1582円

アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	4,526,863,126円
II 負債総額	39,653,069円
III 純資産総額（I－II）	4,487,210,057円
IV 発行済口数	356,432,200口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	12.5892円

海外債券グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	11,078,120,043円
II 負債総額	138,490,196円
III 純資産総額（I－II）	10,939,629,847円
IV 発行済口数	3,312,561,768口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.3025円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
 - ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗する

- ことができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
 - (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年3月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2025年3月末現在）

- ・株主総会
株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。
当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。
- ・取締役会
取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。
当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。
- ・監査等委員会
当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2025年3月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2025年3月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	762	292,649
株式投資信託	718	255,883
単位型	258	6,473
追加型	460	249,410
公社債投資信託	44	36,765
単位型	31	852
追加型	13	35,913

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）

並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに同規則第282条及び第306条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第65期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第66期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第64期 (2023年3月31日)		第65期 (2024年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金	42,036		31,198
金銭の信託	—		3,899
有価証券	1,025		1
前払費用	908		814
未収入金 ※ 4	410		179
未収委託者報酬	21,336		21,592
未収収益 ※ 3	589	※ 3	647
関係会社短期貸付金	3,318		—
立替金	1,015		1,089
その他 ※ 2	1,233	※ 2	2,011
流動資産合計	71,875		61,434
固定資産			
有形固定資産			
建物 ※ 1	245	※ 1	233
器具備品 ※ 1	122	※ 1	134
有形固定資産合計	367		368
無形固定資産			
ソフトウェア	390		438
無形固定資産合計	390		438
投資その他の資産			
投資有価証券	23,274		28,465
関係会社株式	22,366		37,647
長期差入保証金	375		285
繰延税金資産	448		—
投資その他の資産合計	46,465		66,398
固定資産合計	47,224		67,205
資産合計	119,099		128,640

（単位：百万円）

	第64期 (2023年3月31日)		第65期 (2024年3月31日)
負債の部			
流動負債			
預り金	433		451
未払金	7,557		9,211

未払収益分配金		7		7
未払償還金		71		71
未払手数料		6,586		8,330
その他未払金		892		803
未払費用	※ 3	4,227	※ 3	4,082
未払法人税等		—		1,644
未払消費税等		—	※ 4	620
賞与引当金		2,563		2,619
役員賞与引当金		218		232
その他		647		683
流動負債合計		15,648		19,547
固定負債				
退職給付引当金		1,424		1,448
賞与引当金		437		565
役員賞与引当金		16		56
繰延税金負債		—		295
その他		181		251
固定負債合計		2,059		2,617
負債合計		17,708		22,165
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		79,307		82,591
利益剰余金合計		79,307		82,591
自己株式		△2,067		△2,067
株主資本合計		99,823		103,107
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		2,056		4,523
繰延ヘッジ損益		△488		△1,155
評価・換算差額等合計		1,567		3,367
純資産合計		101,391		106,475
負債純資産合計		119,099		128,640

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益			
委託者報酬	73,998		75,874
その他営業収益	3,479	※1	3,714
営業収益合計	77,477		79,588
営業費用			
支払手数料	30,699		32,917
広告宣伝費	755		711
公告費	3		3

調査費	17,479	17,736
調査費	1,170	1,266
委託調査費	16,282	16,445
図書費	26	23
委託計算費	581	610
営業雑経費	948	881
通信費	139	135
印刷費	309	308
協会費	56	48
諸会費	16	11
その他	427	375
営業費用計	50,469	52,860
一般管理費		
給料	9,818	10,550
役員報酬	314	459
役員賞与引当金繰入額	234	273
給料・手当	6,544	6,791
賞与	147	277
賞与引当金繰入額	2,577	2,747
交際費	56	71
寄付金	24	22
旅費交通費	205	260
租税公課	433	389
不動産賃借料	938	906
退職給付費用	383	388
退職金	155	36
固定資産減価償却費	183	199
福利費	1,097	1,208
諸経費	4,291	4,661
一般管理費計	17,588	18,694
営業利益	9,420	8,033

(単位：百万円)

	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益			
受取利息	107		4
受取配当金	※2 9,255	※2	4,946
有価証券評価益	—	※3	1,113
金銭の信託運用益	—		399
時効成立分配金・償還金	1		2
その他	236		50
営業外収益合計	9,601		6,517
営業外費用			
支払利息	407		569
デリバティブ費用	389		3,494
有価証券償還損	6		—
時効成立後支払分配金・償還金	1		1
為替差損	342		165
その他	15		0
営業外費用合計	1,163		4,231
経常利益	17,858		10,319

特別利益			
投資有価証券売却益		427	815
訴訟損失引当金戻入額	※4	4,481	—
特別利益合計		4,909	815
特別損失			
投資有価証券売却損		347	174
固定資産処分損		0	52
損害賠償損失		—	167
特別損失合計		347	394
税引前当期純利益		22,420	10,740
法人税、住民税及び事業税		1,340	2,415
法人税等調整額		3,252	△51
法人税等合計		4,593	2,364
当期純利益		17,826	8,376

（３）【株主資本等変動計算書】

第64期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	10,406	10,406	—	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

第65期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
		資本剰余金	利益剰余金	

	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				△5,092	△5,092		△5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	3,284	3,284	－	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,056	△488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				△5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,467	△666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	△666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	△1,155	3,367	106,475

[注記事項]

（重要な会計方針）

項目	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～15年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。

4 収益の計上基準	(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドのAUMに投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。 (3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしてあります。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価してあります。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

第64期 (2023年3月31日)	第65期 (2024年3月31日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,437百万円 器具備品 879百万円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,482百万円 器具備品 920百万円
※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。

※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 未収収益 263百万円 (流動負債) 未払費用 1,778百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未収入金」に含めて表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大448百万円（5百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。	※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 未収収益 248百万円 (流動負債) 未払費用 1,873百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大493百万円（5百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。
--	---

(損益計算書関係)

第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
— ※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 9,241百万円 — ※ 4 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した額を計上しております。	※ 1 営業収益合計には、成功報酬212百万円が含まれております。 ※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,889百万円 ※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額1,113百万円を営業外収益に計上しております。 —

(株主資本等変動計算書関係)

第64期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

	新株予約権の目的となる株式の数(株)	
--	--------------------	--

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	当事業年 度末残高 (百万円)
2016年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,471,000	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016年度ストックオプション(2)217,000株及び2017年度ストックオプション(1)752,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月27日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022年3月31日	2022年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023年3月31日	2023年6月27日

第65期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	217,000	—	96,000	121,000	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	752,000	—	406,000	346,000	—
合計		969,000	—	502,000	467,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016年度ストックオプション(2)121,000株及び2017年度ストックオプション(1)346,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月26日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023年3月31日	2023年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年6月25日

(リース取引関係)

第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	899百万円	1年内	891百万円
1年超	3,425百万円	1年超	2,613百万円
合計	4,324百万円	合計	3,505百万円

(金融商品関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」「5 ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格

のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 その他の有価証券 投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△246	—	—	△246
通貨関連(*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」「5 ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部が為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関して、定期的な継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを履行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託 有価証券	—	3,899	—	3,899

その他有価証券 投資信託	7,785	18,141	—	25,927
資産計	7,785	22,041	—	29,827
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2)	△309	—	—	△309
通貨関連 (*3)	—	△367	—	△367
デリバティブ取引計	△309	△367	—	△677

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の△309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1	169	2,483	—
合計	53,440	169	2,483	—

(有価証券関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,613	1,769	△156
	小計	1,613	1,769	△156
合計		25,927	19,471	6,455

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額2,540百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	△167
合計	8,145	1,057	△167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「（損益計算書関係）※3 有価証券評価益」をご参照ください。

（金銭の信託関係）

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

（デリバティブ取引関係）

第64期(2023年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 株価指数先物取引 売建	10,970	—	△ 246	△ 246
合計	10,970	—	△ 246	△ 246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引 為替予約取引 売建 シンガポール ドル	3,275	—	△ 24	△ 24
合計	3,275	—	△ 24	△ 24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル 香港ドル 人民元 ユーロ	投資有価証券	6,132 105 699 5,822 234	— — — — —	△280 0 △34 △1 △10
	合計		12,994	—	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第65期(2024年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 株価指数先物取引 売建	15,077	—	△ 309	△ 309
合計	15,077	—	△ 309	△ 309

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,465	—	△268
	豪ドル		84	—	△2
	香港ドル		542	—	△17
	人民元		2,979	—	△17
	ユーロ		2,172	—	△60
合計			12,243	—	△367

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 5,326	(1) 関連会社に対する投資の金額 5,342
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 16,722	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 17,691
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,185	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,474

(退職給付関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
退職給付債務の期末残高	1,366

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

退職給付引当金	1,424
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1

確定給付制度に係る退職給付費用	136
-----------------	-----

- (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 0.6%

- 3 確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、247百万円でありました。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

- 2 確定給付制度

- (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△110
退職給付債務の期末残高	1,407

- (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

- (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	134

- (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 0.7%

- 3 確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、253百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

- (1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,437,000株	普通株式 4,409,000株
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日

権利確定条件	2018年7月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2019年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2018年7月15日から 2026年7月31日まで	2019年4月27日から 2027年4月30日まで

	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 4,422,000株
付与日	2018年4月27日
権利確定条件	2020年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① スtockオプション（新株予約権）の数

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	599,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日

権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 344百万円

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 31名	当社及び関係会社の取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,409,000株	普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
 当事業年度末における本源的価値の合計額 104百万円

(税効果会計関係)

第64期 (2023年3月31日)	第65期 (2024年3月31日)
----------------------	----------------------

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：百万円)	(単位：百万円)
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 918	賞与引当金 975
投資有価証券評価損 97	投資有価証券評価損 8
関係会社株式評価損 52	関係会社株式評価損 52
退職給付引当金 436	退職給付引当金 443
固定資産減価償却費 83	固定資産減価償却費 80
繰延ヘッジ損益 215	繰延ヘッジ損益 510
その他 672	その他 679
繰延税金資産小計 2,478	繰延税金資産小計 2,750
評価性引当金 △52	評価性引当金 △52
繰延税金資産合計 2,425	繰延税金資産合計 2,697
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 1,028	その他有価証券評価差額金 2,044
その他 948	その他 948
繰延税金負債合計 1,977	繰延税金負債合計 2,992
繰延税金資産の純額 448	繰延税金負債の純額 295
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 30.6%	法定実効税率 30.6%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △12.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △10.9%
その他 0.8%	その他 1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 20.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0%

(関連当事者情報)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	—	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	—	関係会社短期貸付金	3,318 (SGD 33,000千)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	103 (SGD 1,043千)	未収収益	55 (SGD 551千)
							資金の返済(米国ドル貸建)(注2)	2,019 (USD 16,500千)	関係会社短期貸付金	—
							貸付金利息(米国ドル貸建)(注2)	3 (USD 26千)	未収収益	—

子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注3)	アセット マネジメン ト業	直接100.00	—	配当の受取	7,795 (USD 58,000千)	—	—
-----	-------------------------------------	----	---------------------------	---------------------	----------	---	-------	---------------------------	---	---

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠55百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠5,300百万円（若しくは5,300百万円相当額の外国通貨）、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を2022年8月26日付にて上記1に変更しております）。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2022年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828百万円
負債合計	5,655百万円
純資産合計	29,173百万円

営業収益	15,864百万円
税引前当期純利益	4,191百万円
当期純利益	3,159百万円

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール国	232,369 (SGD千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の返済 (シンガポール ドル貸建) (注1)	3,318 (SGD 33,000千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (シンガポール ドル貸建) (注1)	22 (SGD 223千)	未収収益	—
							関係会社 株式の取得 (注2)	13,412	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	2,950 (USD 20,000千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	増資の引受 (注4)	1,828	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠55百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
2. Nikko Asset Management International Limitedが保有する関連会社AHAM Asset Management Berhadの20%の株式を、2023年4月19日に13,412百万円で取得しました。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
4. Nikko AM Global Holdings Limitedの行った1,828,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2023年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	41,322百万円
負債合計	8,314百万円
純資産合計	33,008百万円

営業収益	18,682百万円
税引前当期純利益	6,005百万円
当期純利益	4,538百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	522円22銭	548円41銭
1株当たり当期純利益金額	91円81銭	43円14銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益（百万円）	17,826	8,376
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—

普通株式に係る当期純利益（百万円）	17,826	8,376
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016年度ストックオプション（2）217,000株、2017年度ストックオプション（1）752,000株	2016年度ストックオプション（2）121,000株、2017年度ストックオプション（1）346,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第64期 (2023年3月31日)	第65期 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	101,391	106,475
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	101,391	106,475
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	194,152	194,152

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

中間財務諸表等

（1）中間貸借対照表

（単位：百万円）

第66期中間会計期間 (2024年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		21,631
金銭の信託		13,876
有価証券		10
未収委託者報酬		17,767
未収収益		1,082
その他	※ 2	5,804
流動資産合計		60,173
固定資産		
有形固定資産	※ 1	335
無形固定資産		470
投資その他の資産		
投資有価証券		20,253
関係会社株式		44,647
長期差入保証金		244
繰延税金資産		50
投資その他の資産合計		65,195
固定資産合計		66,001
資産合計		126,174

（単位：百万円）

第66期中間会計期間 (2024年9月30日)		
----------------------------	--	--

負債の部

流動負債

未払金		8,826
未払費用		3,471
未払法人税等		2,272
未払消費税等	※ 3	625
関係会社短期借入金		6,688
賞与引当金		1,764
役員賞与引当金		120
その他		700
流動負債合計		24,470
固定負債		
退職給付引当金		1,489
賞与引当金		358
役員賞与引当金		72
その他		158
固定負債合計		2,079
負債合計		26,549
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		76,524
利益剰余金合計		76,524
自己株式		△2,067
株主資本合計		97,040
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		3,213
繰延ヘッジ損益		△629
評価・換算差額等合計		2,583
純資産合計		99,624
負債純資産合計		126,174

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第66期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		40,928
その他営業収益		2,050
営業収益合計		42,979
営業費用及び一般管理費	※ 1	38,534
営業利益		4,444
営業外収益	※ 2	3,213

営業外費用	※ 3	445
経常利益		7,212
特別利益	※ 4	172
特別損失	※ 5	50
税引前中間純利益		7,333
法人税等	※ 6	2,217
中間純利益		5,116

(3) 中間株主資本等変動計算書

第66期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△ 2,067	103,107
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 11,183	△ 11,183		△ 11,183
中間純利益				5,116	5,116		5,116
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	－	－	－	△ 6,066	△ 6,066	－	△ 6,066
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	76,524	76,524	△ 2,067	97,040

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,523	△ 1,155	3,367	106,475
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 11,183
中間純利益				5,116
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△ 1,310	525	△ 784	△ 784
当中間期変動額合計	△ 1,310	525	△ 784	△ 6,851
当中間期末残高	3,213	△ 629	2,583	99,624

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第66期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

	②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法 (1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行業務の内容及び当該履行業務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドのAUMに投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。

5 ヘッジ会計の方法 6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。 (1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。
--	---

(中間貸借対照表関係)

第66期中間会計期間 (2024年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 2,372百万円 ※2 信託資産 流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※4 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーフイ・リミテッド（旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーフイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大493百万円（5百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

(中間損益計算書関係)

第66期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

※ 1	減価償却実施額	
	有形固定資産	46百万円
	無形固定資産	48百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの	
	有価証券評価益	1,788百万円
	受取配当金	1,170百万円
	為替差益	132百万円
	デリバティブ収益	100百万円
有価証券評価益について、保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額を営業外収益に計上しております。		
※ 3	営業外費用のうち主要なもの	
	支払利息	420百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの	
	投資有価証券売却益	172百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの	
	投資有価証券売却損	42百万円
※ 6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

第66期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(百万円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2016年度ストックオプション（2）	普通株式	121,000	—	121,000	—	—
2017年度ストックオプション（1）	普通株式	346,000	—	154,000	192,000	—
合計		467,000	—	275,000	192,000	—

(注) 1 当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017年度ストックオプション(1) 192,000株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月29日 取締役会	普通株式	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第66期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	862百万円
1年超	2,187百万円
合計	3,049百万円

(金融商品関係)

第66期中間会計期間(2024年9月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	13,876	—	13,876
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	6,989	10,736	—	17,725
資産計	6,989	24,613	—	31,602
デリバティブ取引(※1、2)				
株式関連	△257	—	—	△257
通貨関連	—	845	—	845
デリバティブ取引計	△257	845	—	587

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち257百万円は、中間貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち890百万円は、流動資産のその他に、△45百万円は流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）	
区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	2,538
子会社株式	26,011
関連会社株式	18,635

（有価証券関係）

第66期中間会計期間(2024年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（注）子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、（金融商品関係）金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項（注2）に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	16,629	11,861	4,767
	小計	16,629	11,861	4,767
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,096	1,294	△198
	小計	1,096	1,294	△198
合計		17,725	13,156	4,568

（注）1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式（中間貸借対照表計上額2,538百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（金銭の信託関係）

第66期中間会計期間(2024年9月30日)

運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	13,876	△22

（デリバティブ取引関係）

第66期中間会計期間(2024年9月30日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）株式関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
株価指数先物取引				

市場取引	売建	17,372	-	△257	△257
	合計	17,372	-	△257	△257

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,688	—	△45
	合計	6,688	—	△45

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル ユーロ 香港ドル 人民元	投資有価証券	6,664 186 2,374 769 1,456	— — — — —	641 9 171 61 6
	合計		11,450	—	890

(持分法損益等)

第66期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,341百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	17,354百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,083百万円

(収益認識関係)

第66期中間会計期間(2024年9月30日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（ストックオプション等関係）

第66期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第66期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第66期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第66期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第66期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第66期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項目	第66期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	513円12銭
1株当たり中間純利益金額	26円35銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第66期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益（百万円）	5,116
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る中間純利益（百万円）	5,116
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まなかった潜在株式の概要	2017年度ストックオプション(1)192,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第66期中間会計期間 (2024年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	99,624
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	99,624
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	194,152

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （1）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を行ないます。
・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）
- （2）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- （1）受託会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社	135,000百万円	
株式会社SBI証券	54,323百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額	事業の内容
ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	344百万米ドル (2023年12月末現在)	資産運用に関する業務を営んでいます。
MFSインターナショナル(U.K.)リミテッド	1,996千英ポンド (2024年12月末現在)	
JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社	2,218百万円 (2024年9月末現在)	
ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシー	718.4百万米ドル ※資本の額 (2024年12月末現在)	
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	2,500百万円 (2024年12月末現在)	
シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッド	5,077万シンガポールドル (2024年12月末現在)	
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	181百万米ドル ※資本金と資本剰余金の合計額 (2024年3月末現在)	
SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社	1,499百万円 (2024年12月末現在)	
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	2,000百万円 (2024年12月末現在)	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

- ・委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。
- JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
- スパークス・アセット・マネジメント株式会社
- 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
- ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシー
- MFSインターナショナル(U.K.)リミテッド
- シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッド
- ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
- ・各マザーファンドの適切な組入比率の投資助言および投資顧問会社の評価・選定などに関する情報提供や助言などを行ないます。
- SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社
- ・各マザーファンドの投資顧問会社の評価・選定などに関する情報提供や助言などを行ないます。
- 日興アセットマネジメント アメリカズ・インク

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社
日興アセットマネジメント株式会社の100%子会社である持株会社が、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクの発行済株式総数の100%を保有しております。（2024年3月末現在）

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
 - ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ② ファンドの基本的性格など
 - ③ 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - ⑤ 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - ⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - ⑪ 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ③ ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがある旨。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性がある旨の記載。
 - ④ 分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。

独立監査人の監査報告書

2024年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 三 上 和 彦

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連

する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月11日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）の2024年3月26日から2025年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）の2025年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三 上 和 彦

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。